



ベトナムの税務調査、関税調査の最新動向および不正リスクマネジメント

2022年10月27日

本日のウェビナー内容

1. 税務調査、税関調査の最新動向

- 1.1 税務調査の最新動向
- 1.2 税関事後調査の最新動向

2. 不正リスクマネジメント

- 2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境
- 2.2 不正ケーススタディ
- 2.3 予防、発見の為の取組み



1. 税務調査、税関調査の最新動向

1.1 税務調査の最新動向

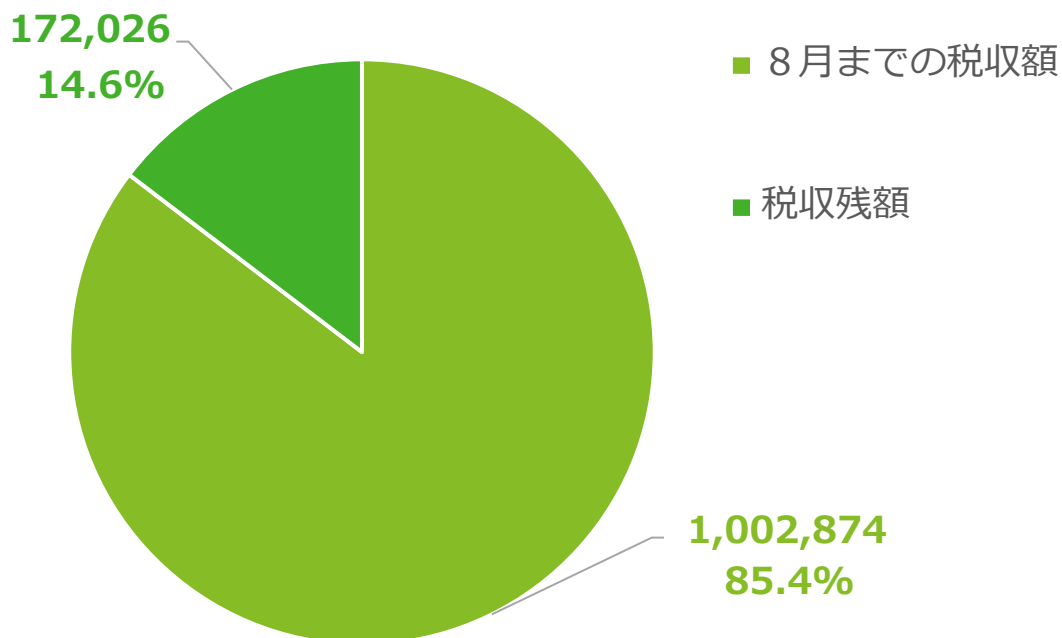
1.2 税関事後調査の最新動向

1.1 税務調査の最新動向

ベトナムの税収確保の状況

- 2021年度のベトナムの税収は1,294兆VND（**予算比115.9%**）達成
- 2022年度の予算は1,174.9兆VND（前年予算比**105.2%**）であり、今年の8月末時点における税収額は**1,002.9**兆VNDで、既に予算の**85.4%**を達成している

2022年度の税収確保の状況（単位：Billion VND）



出典：財務省・税務総局

1.1 税務調査の最新動向

ベトナムの税収確保の状況

各法人の収益の深刻な悪化やベトナム国外からの人の移動・投資の制限等による**法人税・個人所得税等の税収の大幅な落ち込み**

Covid-19の感染状況に伴い、実施された厳しいロックダウン政策が、ベトナムの税収に**大きなインパクト**を与えている

税務調査実施件数の大幅な減少に伴う**更正額やペナルティー徴収額の深刻な落ち込み**

ポストコロナ後の税務調査が厳格に行われているケースが多くみられる

アグレッシブな税務調査の増加

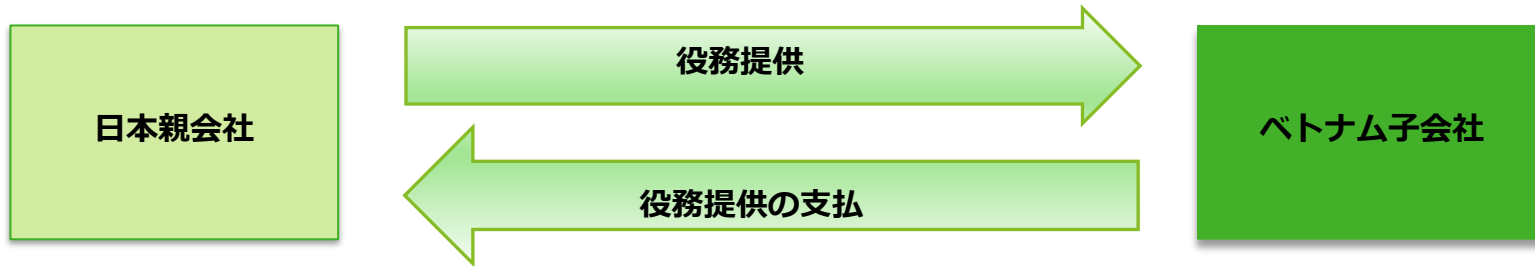
- 実態主義に基づいた契約・取引の調査の強化（妥当性・合理性・実在性の立証）
（コンプライアンス目的の形式要件の具備は必須だが、それだけでは不十分）
- 移転価格税制に関して、アグレッシブな調査を実施するケースが急増
 - ▣ 例えば取引が独立企業間価格で行われているか否かの調査
- 税法以外の各法令遵守違反に対しても厳しい更生が課されているケースが増えている
- 税務調査時間短縮
 - ▣ 指摘・更正事項に対する抗弁・更正額減少の為の交渉の機会の減少。

億円単位の更正税額(ペナルティー含む)が徴収されるケースが急増

1.1 税務調査の最新動向

【実態主義に基づいた契約・取引の調査の強化】

～法人税法上損金算入する為の3要件～



税務当局の視点

1. ベトナム法人に対する経済的ベネフィットの検証(経済合理性の検証)
2. 実在性の検証
3. 役務提供費用妥当性検証

Point!

- **形式要件の具備**
- **実態主義重視**に基づいたエビデンス提示の厳格化
- 上記 **1～3全て**の要件を満たす必要がある (※)
- 上記の視点に基づき、当該役務提供費用が損金算入の要件を満たしていないと判断された場合、税務調査対象年度すべての費用が損金不算入となる恐れがある

実例：X1年～X3年が税務調査対象 平均売上高10億円 ロイヤリティ料率5% ロイヤリティが損金算入の要件を満たしていないと判断された場合
10億円×5%×3カ年分 = **1.5億円分のロイヤリティ費用が損金不算入**となる。これに追徴課税、延滞税を加味すれば、追徴課税3千万円 + 加算税 6百万円 + 延滞税1.9千万円 = **約5.6千万円**に上る。

※ 3は移転価格税制対応に基づき、日本本社で検証済みであることが多いが、法人税対策ではそれだけでは不十分

1.1 税務調査の最新動向

【アグレッシブな移転価格税制調査】

- ▶ ベトナムにおける移転価格調査では、比較対象企業となり得る企業を市場データベースより複数選定し、企業の取引が**独立企業間価格**で行われているか否かが検証される。
- ▶ 独立企業間価格を算定する方法は主に以下のものが定められており、企業にとって最も適切と考えられる方法が採用される。
 - 1) 営業利益率を基準に比較するもの：取引単位営業利益率法(TNMM法)、利益率比較法(CP法)
 - 2) 売上総利益率を基準に比較するもの：再販売価格基準法(RP法)、原価基準法(CP法)
 - 3) その他：独立価格比準法(CUP法)、利益分割法(PS法)

上記いずれかの方法で算定された**独立企業間レンジ (35～75パーセンタイル)** の範囲内に企業の実績値が収まっている場合、当該企業が行う取引は、独立企業間価格によって行われているものとみなされる（但し、近年は、当レンジ内の中央値を実質的な最低基準とみなす動きもあり、たとえレンジ内に収まっても中央値以下であれば更生対象となるおそれがある）。

Point!

- **製造業**の場合、会社の営業利益率或いはマークアップ率(利益率)と比較対象の利益率とを比較するケースが多い。
- 会社の利益率がレンジを**下回った場合**や、利益率が**マイナス(赤字)となった場合**、合理的な理由(※)を説明が出来なければ、中央値との乖離が**更生(追徴課税)**の対象となる。

※個別具体的な事象（例:法人設立や多額の設備投資直後に、設備投資にかかる費用や減価償却費が多額に発生する、操業停止や災害などによる損失の発生、その他重要取引先の逸失等）により、利益率が低調である理由を合理的に説明する必要があるが、定性的な事象の説明はもちろん、それを定量的に裏付けるエビデンス、データを備えて初めて「合理的な説明」となる。大まかな事象や要因の説明自体は難しくなくても、それを定量的に説明するエビデンスを準備するというハードルは企業にとって**決して低くはない**。このような説明を**特殊要因調整**と呼ぶが、これが必要となる場合はしかるべき専門家への相談が望ましい。

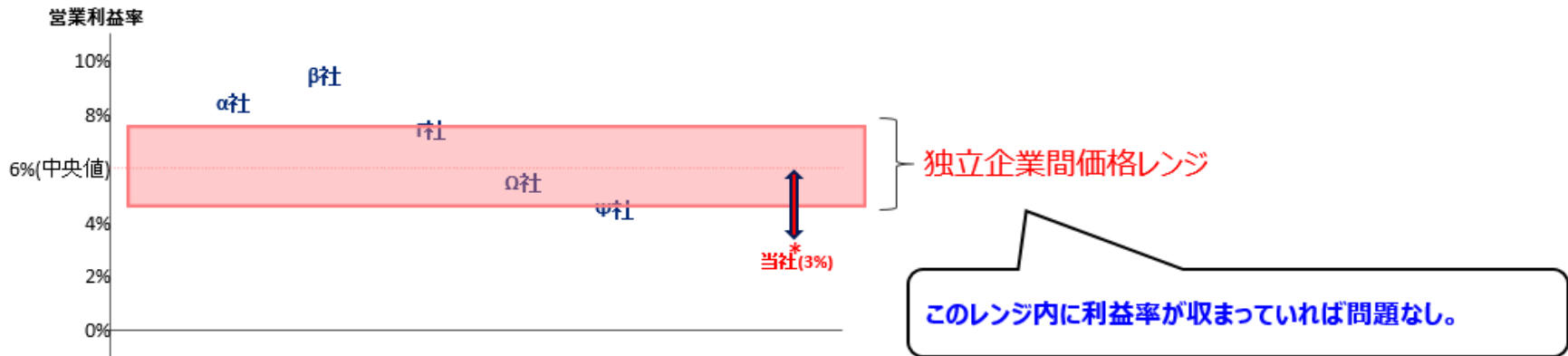
1.1 税務調査の最新動向

【アグレッシブな移転価格税制調査】

シナリオ1 ~営業利益率が独立企業間レンジを下回った場合~

シナリオ1の前提：業種：製造業 年間総売上：10億円 営業利益率実績：3%

過年度X1~X3が税務調査の対象となり、X1年について営業利益率がレンジを下回った場合



Point!

上記の場合、利益率が低調な理由につき、合理的な説明が出来ない場合、営業利益率と中央値の乖離3%分（中央値6%と実績値3%の差異）が更生（追徴課税）の対象となり、X1年度について以下の追徴額が課せられる。**追加更生額6百万円+加算税1.2百万円+延滞税約2百万円の合計約9.2百万円が課せられる（※）。**

※法人税率20%、加算税は追加更生額の20%、延滞税は0.03%/日であり、延滞税は税務調査X4年度時点において、3年間経過していると仮定。

また、過去の年度について移転価格の税務調査が未実施である場合、当該**過去分**の利益率と中央値との乖離についても、**現在と同様の視点**での説明・エビデンスの準備が求められ、それが出来ない場合は**更生の対象となる可能性がある**点に注意が必要。つまり、**過年度の移転価格文書の見直しも必要になる**可能性に留意しなくてはならない。

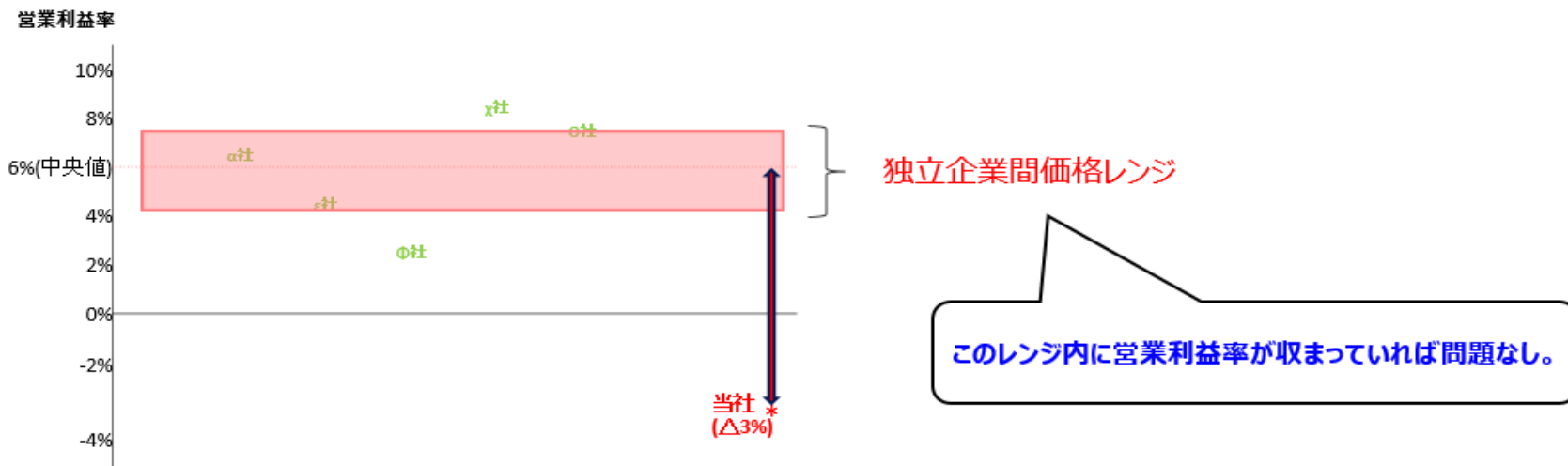
1.1 税務調査の最新動向

【アグレッシブな移転価格税制調査】

シナリオ2 ~営業利益率がマイナスとなった場合~

シナリオ2：企業の業種：製造業 年間総売上：10億円 営業利益率実績：△3%

過年度X1~X3が税務調査の対象となり、X1年について営業利益率がマイナスとなった場合。



Point!

上記の場合、マイナスのマークアップとなった理由につき、合理的な説明が出来ない場合、利益率と中央値の乖離9%分（中央値6%と実績値△3%の差異）が更生（追徴課税）の対象となり、以下の更生額が課せられることとなる。

追加更生額1.8千万円+加算税3.6百万円+延滞税約6.6百万円の合計2.8千万円が課せられる（※計算過程は前項を参照）。

※営業利益がマイナスとなった場合、0%と中央値の差異が更生対象となると認識されがちであるが、**当該マイナスの実績値から中央値まで**が更生対象となることに注意！

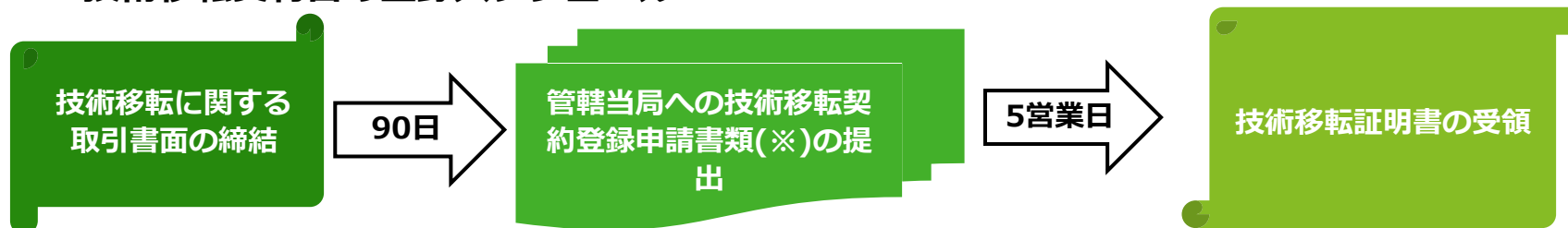
シナリオ1、シナリオ2のまとめ・・・

- ①可能な限り特殊要因調整ができる項目を探し、上記乖離のインパクトを最小化する取り組みが必要である。
- ②比較対象会社の再選定の可否を検討し、乖離のインパクトを最小化する取り組みが必要である。

1.1 税務調査の最新動向

【税法以外の各法令遵守違反】

～技術移転契約書の登録スケジュール～



Point!

※技術移転契約登録における留意点

- 技術移転法施行日(2018年7月1日)以降に締結された技術移転・ノウハウの契約については管轄の科学技術局に登録が必要
- また、技術移転契約締結日から90日以内に登録が完了しなかった場合、管轄科学技術局が登録申請を受け付けてくれないケースが多い。当局の審査が遅く**期限切れ**となってしまうケースも多い為、事前に入念な準備が必要。

※技術移転契約登録申請書類について

- 当事者らによる契約内容が関係法令を遵守していることの**宣誓および義務を明記**した技術移転登録申請書であること(様式は政令 76/2018/ND-CP に規定されている)。
- 必要な記載事項を記載した技術移転に関する取引書類の原本または公証コピー、或いは、ベトナム語版の当該書類がない場合には、**ベトナム語に翻訳の上認証または公証**をしなければならない。

実例：過去3年間で税務調査対象 技術移転関連費用 合計1億円

技術移転契約が登録できていないことが指摘となった場合、技術移転関連費用すべてが損金算入の要件を満たしていないと判断される可能性がある。ゆえに**1億円分の技術移転関連費用が損金不算入**となる。

これに追徴課税、延滞税を加味すれば、追徴課税2千万円+加算税 4百万円+延滞税4百万円=**約2.8千万円**に上る。

1.1 税務調査の最新動向

【税法以外の各法令遵守違反】

～給与・諸手当・賞与に関する法人税あるいは労働法遵守違反に伴う関連費用の損金不算入化～

Point!①

ベトナム法人税通達によると、従業員に支給される給与・賞与等については、就業規則、会社の社内規定あるいは個別の労働契約の中にその受給条件（職位・年齢等）や計算式を盛り込んでおく必要がある旨、記載されている。

就業規則、会社の社内規定あるいは個別の労働契約への上記内容の記載漏れに対して、当該給与・諸手当・賞与を法人税法上の損金不算入とされるケースが増加してきている。

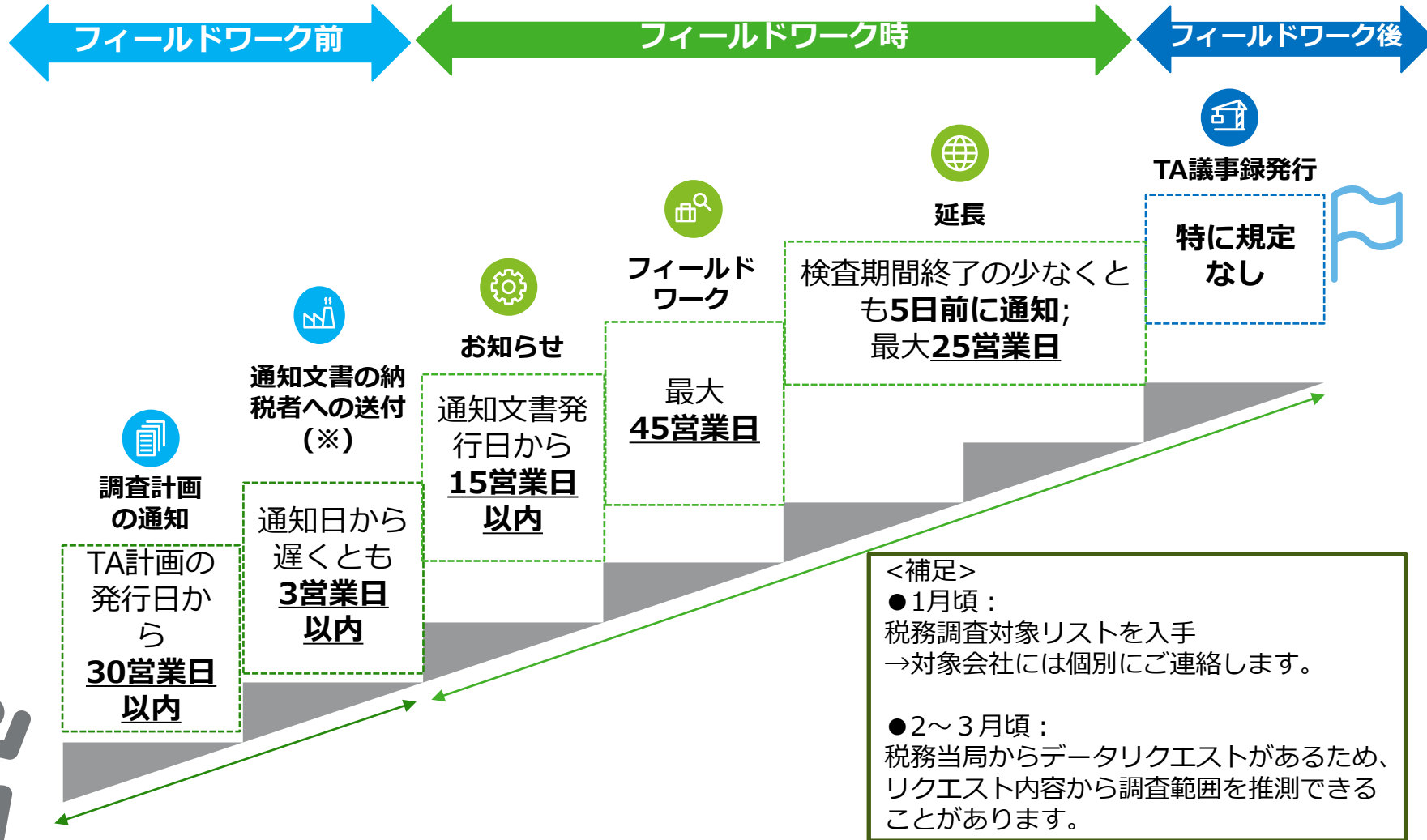
- ① 就業規則、会社の社内規定あるいは個別の労働契約の記載内容の見直し、記載漏れを確認し、不備があれば規定の改定を行っておく必要がある。
- ② 職位・年齢等の受給条件や計算式を記載できない場合、決定通知文書を個別に発行することによりリスクを軽減する対策が望ましい。

Point!②

労働法に定められる年間残業時間の上限を超える給与・諸手当については、損金不算入とされるケースが増加してきている。

1.1 税務調査の最新動向

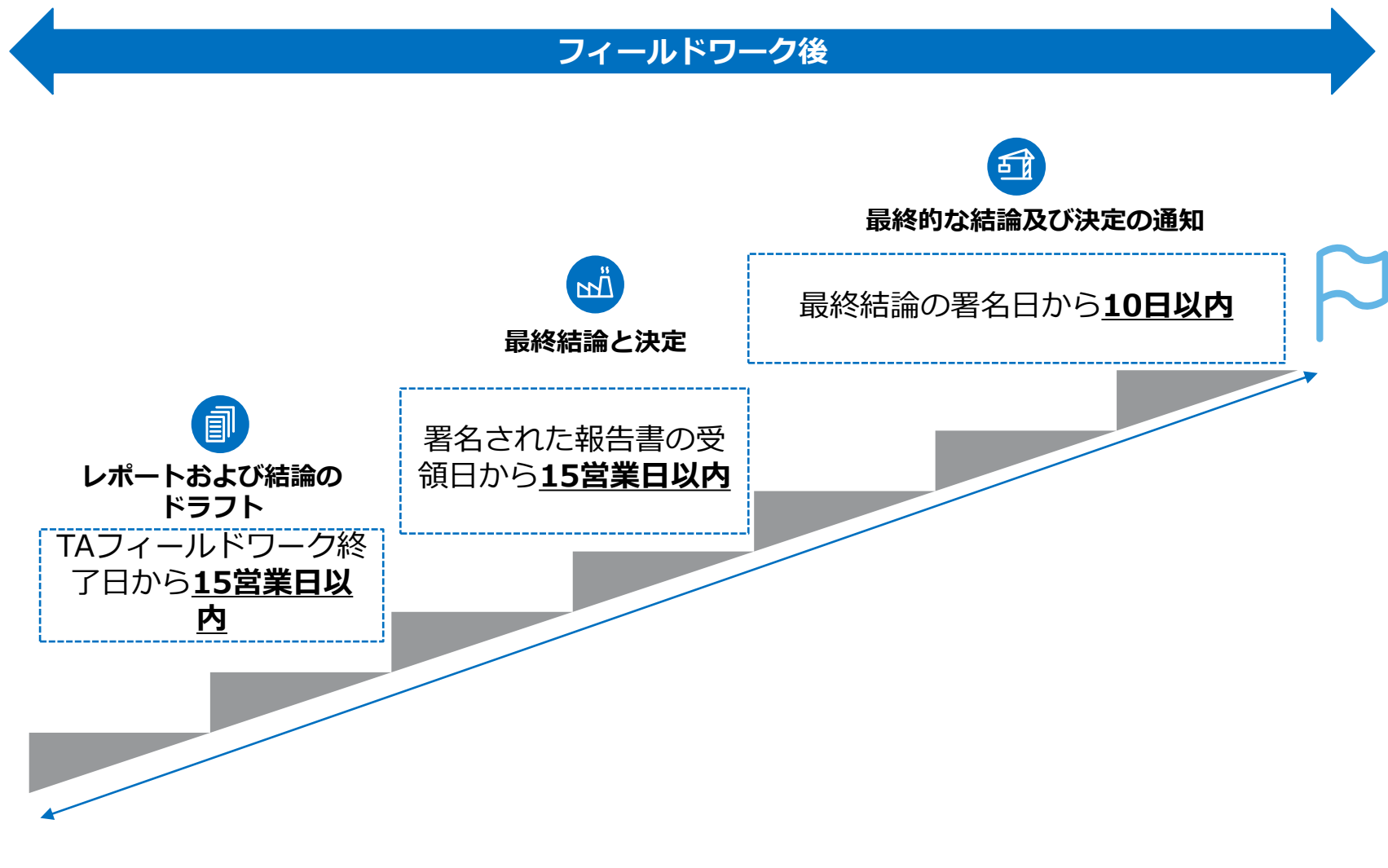
税務調査プロセス (1/6)



(*) 納税者は、決定を受領した日から**5営業日**以内にTIの延期を書面で依頼することができる。

1.1 税務調査の最新動向

税務調査プロセス (2/6)



1.1 税務調査の最新動向

税務調査プロセス (3/6)

01

フィールドワーク

決定の発行



税務当局

- TA/TI を実施する前に、**決定書を納税者に送付する。**
- 遅延の場合の承認または拒否: 納税者の要求を認めてから**5営業日以内**



タイムライン

- **Tax inspection/Tax audit:** 決定書の発行日から**3営業日以内**に、決定書は納税者に送付される。

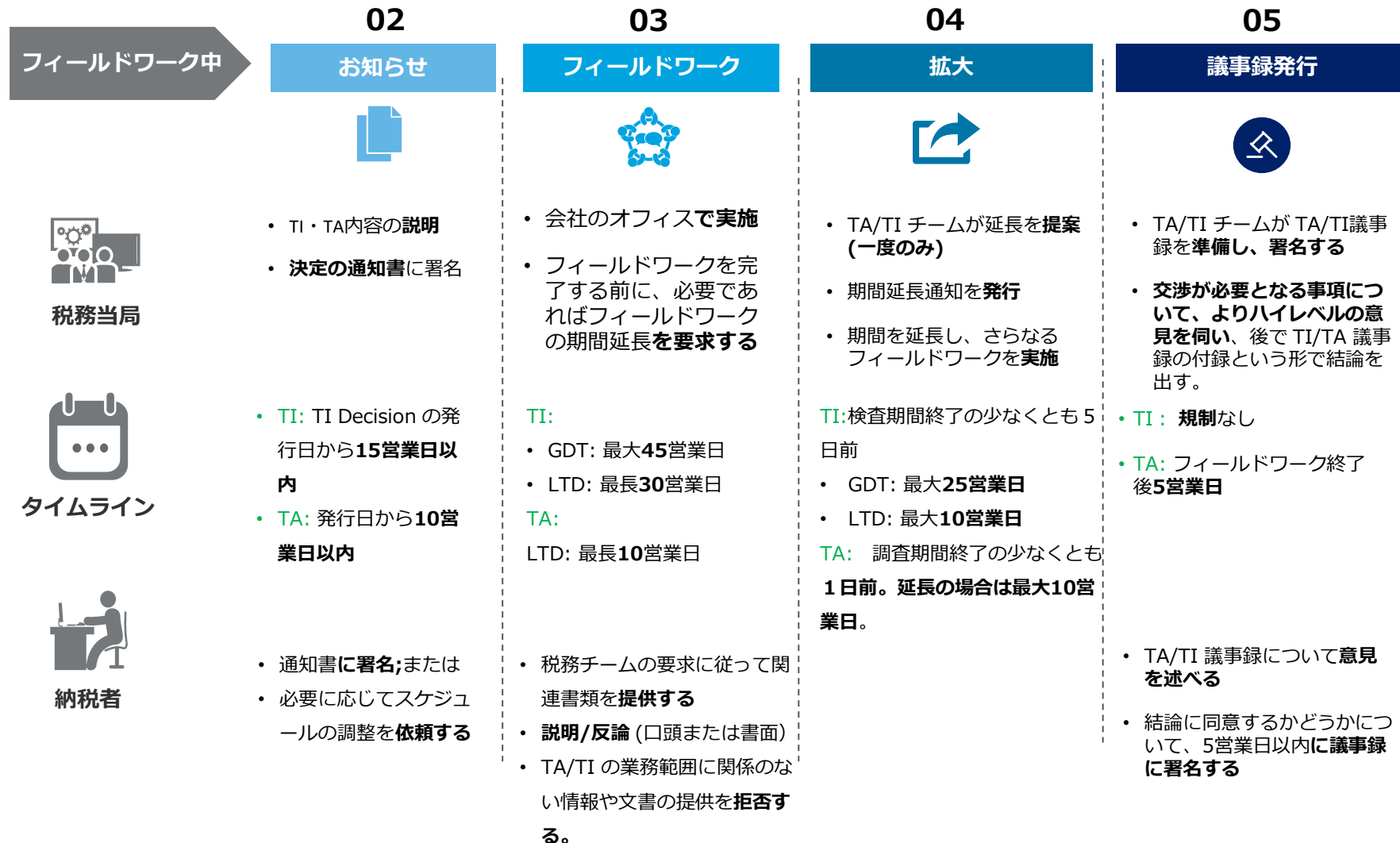


納税者

- **決定を受け取る。**
- 要求された開始日付に**同意する、または**
- 決定を受けた日から**5営業日以内**にTA/TIの書面による**延期を要望する**
- 延期要望に関する**制限:**
Tax inspection : 明確な規定なし/ **Tax audit** : 1回のみ、遅延時間は最大3ヶ月。

1.1 税務調査の最新動向

税務調査プロセス (4/6)



1.1 税務調査の最新動向

税務調査プロセス (5/6)

フィールドワーク後

06

報告書・結論書



税務当局



タイムライン



納税者

- 税務チームは、TA/TI 書類を税務署長に提出

TI: TI フィールドワークの終了日から**15営業日以内**

TA: 納税議事録の署名日から**5営業日以内**

07

最終的な結論と決定



- 税務署長は、税務処理に関する最終的な結論と決定の草案、および行政制裁に関する決定の草案を**検討する**
- 決定を下す**

TI: 署名済みレポートの受領日から**15 営業日以内**

TA: 納税議事録の署名日から**7 営業日以内 (複雑なケースの場合は最大30営業日)**

税務当局からの要請に応じて納税者の意見を提示する

08

最終的な結論と決定の通知



最終結論、税務処理に関する決定、および行政制裁に関する決定を**通知する**。

注: 結論は、TI のすべてのケースで発行する必要があるが、TA の場合は、納税義務の調整がない場合にのみ発行される。

TI: 最終結論の署名日から**10日以内**。

TA: 規定なし

- 決定を遵守する** (納税義務と罰金を支払う) 及び
- 納税者が税務当局の結論に同意しない場合は、上級税務当局に請願書/上訴状を提出することを検討する

1.1 税務調査の最新動向

税務調査プロセス (6/6)

09

税の強制執行



税務当局

- 納税期限である90日以内に、納税者が納付していない場合、決定に基づいて納税者に納税を促す(納税期限は決定を受けた日から10日間)。
- 次のような税の強制執行方法を適用する
 - 納税者の銀行口座からの送金;
 - 請求書の使用停止;
 - 営業許可の取り消し



タイムライン

- 納税通知書の発行から**90日以内**



納税者

1.1 税務調査の最新動向

税務調査への事前準備

今後の税務調査は、

- 税収を確保するために、これまで以上に**厳格な税務調査**が実施される可能性が高い。
など、企業側にとってのハードルがより高まることが想定され、**入念かつ計画的な事前準備が不可避**となる。



そのために重要なのは、、、

- 頻繁に改訂される税制ルール・実務上の解釈を**適時に把握**すること。
- 過去・現在の文書や税務処理が、現状の税務局の見解と整合性が取れているか**アップデート**が必要。
- 税務上の**ウィークポイント/リスク領域**の適時把握
 - 赤字決算・低利益等の年度については、過去の更正事例に基づき、適時適切な対策の検討が望ましい
 - 妥当性の立証が難しい実態主義に基づいた指摘事項に対する合理的な説明・データ・分析を含むディフェンス文書の作成 (Best Effortベース)
- 年初に税務調査対象企業リストに入っていないかどうか確認する
- 実際の税務調査の際には、トレンド・内部事情を熟知した税務調査チームとの適切な交渉・コミュニケーションが出来る専門家を起用する事が、税務更生リスクを低減させる為にも今まで以上に重要

更に、

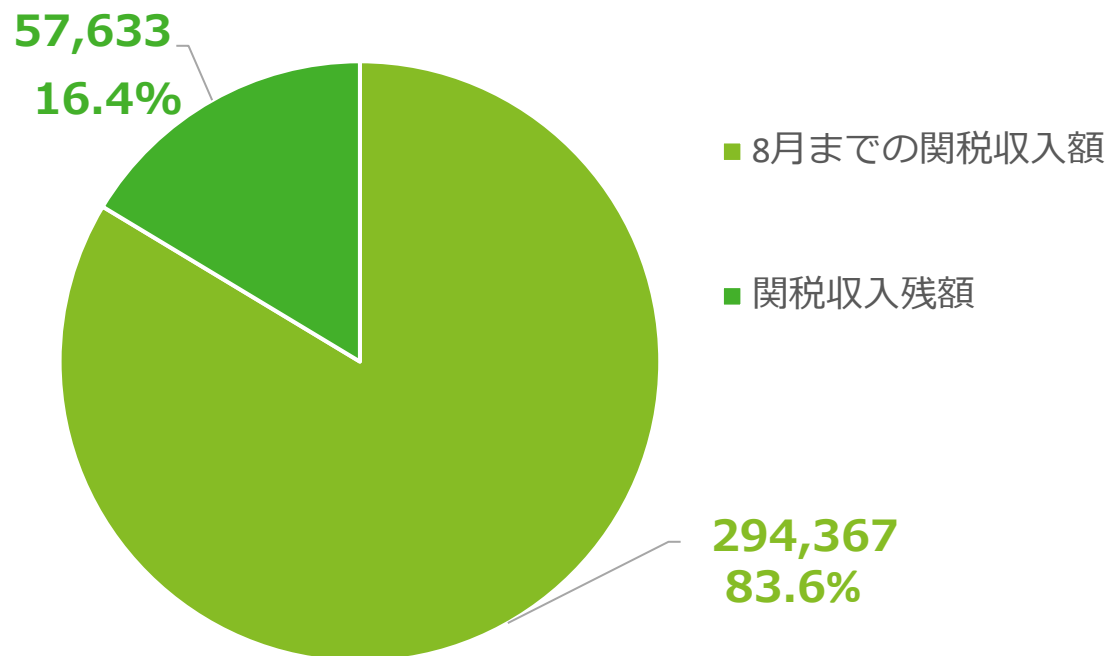
Withコロナ以降の税務調査においては、事前に相当入念な準備が必要になる可能性がある。税務調査リストにより調査対象になっている事を確認してからの対応着手では、十分な準備が出来なくなる可能性も考慮に入れる必要がある。

1.2 税関事後調査の最新動向

ベトナムの関税収入確保の状況

- 2020年度の税関総局の税収は**370兆VND**（**117.46%**）達成
- 2021年度の予算は**315兆VND**
- 2022年度の予算は**352兆VND**（前年予算比**111.75%**）であり、今年の8月末時点における関税収入額は **294兆VND**, 既に予算の**83.6%**を達成している。

2022年度関税収入額の状況（単位：Billion VND）



1.2 税関事後調査の最新動向

輸出加工企業(EPE)

原産地証明書 (C/O)

- 輸出品の C/O 書類

HSコード

- 関税の優遇措置を受けている商品に関するHSコードについて関税調査でフォーカスされている

課税価格

- 関連当事者との関係性についての申告
- 税関価格の加算・控除の追加申告

免税品の管理

- 固定資産、工具の管理
- 輸入原材料及び消耗品
- アウトソーシングの製品
- 在庫/部品表(BOM)の管理
- 内陸輸出入

製品ポリシー

- 化学物質および前駆物質
- 中古の機械または設備
- 適合性必須製品

EPEの3つの条件 (以降のスライド参照)

- 監視カメラ
- 外壁・フェンスの設置
- 在庫管理システム

2022年において、以下の7分野において200社以上がハイリスク企業としてランク付けされており、特別関税調査を受けることとされている。

- ① 輸入関税
- ② 医薬品・医療材料の輸入
- ③ タイヤの輸入
- ④ スクラップの輸入
- ⑤ 中古機械の輸入
- ⑥ アメリカへ輸出する場合の原産地証明
- ⑦ インドへ輸出する場合の原産地証明

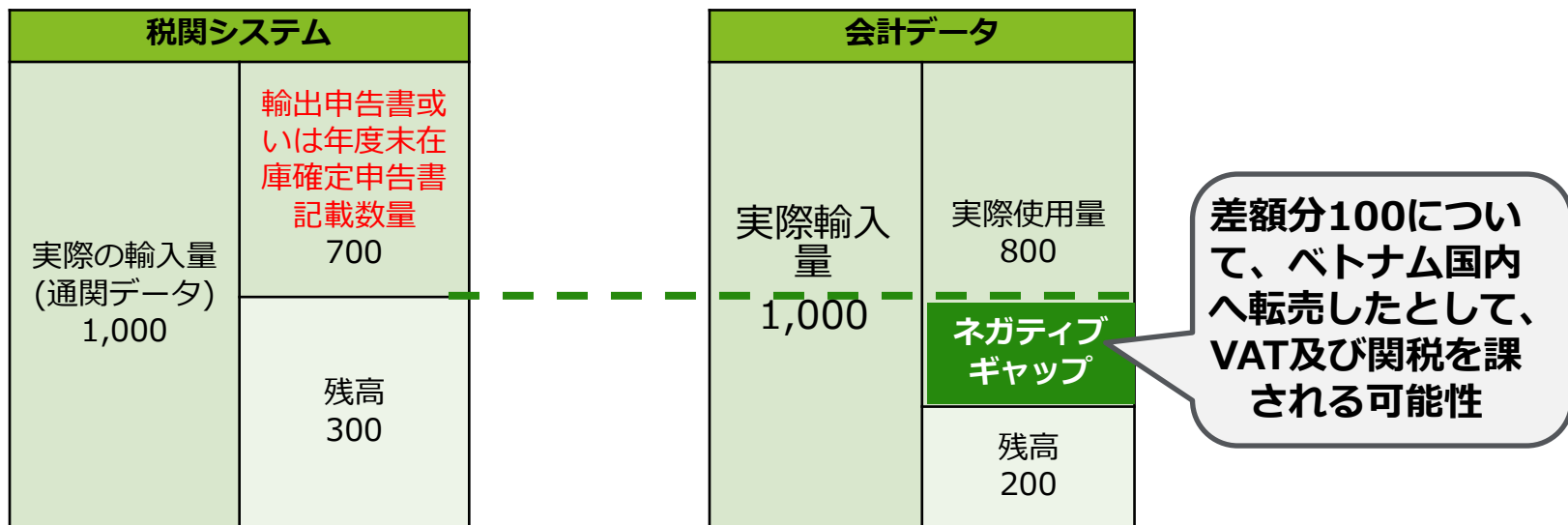
2022年度の特別関税調査計画

1.2 税関事後調査の最新動向

【BOMに関する問題点】

BOM (Bill of Materials) とは、製品を製造するために使用する原材料の標準消費量の事。

在庫差異は、税関当局が把握する標準消費量を元に計算された在庫残高と、会社の会計データ上の在庫残高の差額。



※会計データに記録されている在庫数と税関システム上の在庫数との差異(税関システム>会計データの場合)について、無申告で国内に転売しているものとみなされ、当該差異部分について、輸入関税・VAT並びにペナルティーが科せられる

1.2 税関事後調査の最新動向

最近の税関事後調査における指摘事例

項目	内容
ギャップ 差異発生 の影響	① 国内外で複数の製造および販売活動を行っているEPEにおいて、2019年に、5年間を対象とした税関事後調査が実施され、 <u>在庫のギャップ（プラスとマイナスの両方）について延滞利息およびペナルティを含めた追徴課税がなされた。</u>
	② 主な活動が輸出生産であるEPEは毎年税関ファイナリゼーションレポートを提出する必要があるが、このファイナリゼーションレポートに対してレビューが実施され、 <u>在庫のギャップ（プラスとマイナスの両方）について追徴課税が行われた。</u>
税務調査へ の影響	③ あるEPE会社は、関税調査において、輸入免税材料のマイナスギャップに対する追徴課税が行われた。 <u>その後の税務調査において、税務当局は、税関当局によって発見された上記のマイナスギャップに対して、VATおよびCITを課した。</u>

1.2 税関事後調査の最新動向

最近の税関事後調査における指摘事例

項目	内容
関連当事者取引	④ 最近、税関当局は税関事後調査における関連会社間の課税価格および取引に焦点を当てている。近い将来、追徴課税が多く行われる可能性がある。
HSコード分類	⑤ 製品の HS コードの分類が誤っているとして複数の企業が追徴課税が行われた。
EPE条件	⑥ あるEPEがEPEの条件を満たしていないとして税関当局は、EPE条件が満たされていないことを会社に通知したが、会社への特別な行政罰の決定やガイドラインを発行していない。
商品のラベリング	⑦ あるEPEは、商品のラベリングに関して税関当局からチャレンジを受けた。 <ul style="list-style-type: none">・メインラベルの内容;・サブラベルの必要性;・輸出入貨物のラベリング

1.2 税関事後調査の最新動向

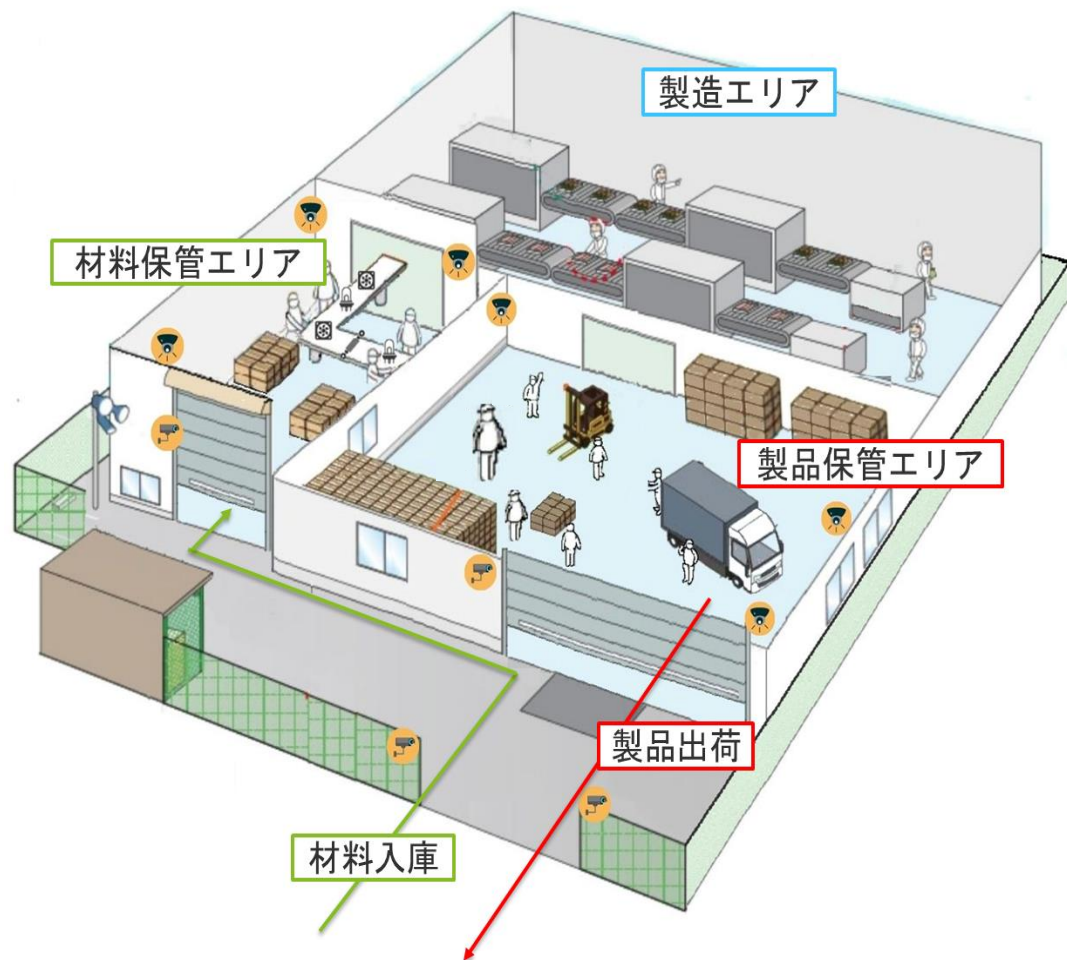
EPEの3つの条件

カメラが**必要**と思われる個所

- ・ 材料、製品等在庫の保管エリア
- ・ 出入口（材料搬入口、製品出荷）

設置**不要**と思われる個所

- ・ 製造エリア
- ・ 食堂・事務所



監視カメラ

1.2 税関事後調査の最新動向

【在庫管理体制改善の必要性及び改善提案】

～なぜ適切な在庫管理体制/システムが必要なのか？～

- 税関調査、税関コンプライアンスの遵守要求の**厳格化**傾向
- 不適切な在庫管理により在庫差異が生じてしまい、**税関調査時のリスク**を高めてしまう

さらに、、、

- 税関調査対策のための**社内管理コスト**が過大に発生するリスク
- 在庫に関連した**従業員不正**を防止・発見するのが困難になるリスクをも増大

これらのリスクをコントロールするため、適切な在庫管理を実施するという事は、年々厳格化する**税関調査の対策として機能する**のはもちろん、**社内管理にも資する**というメリットがある。

社内管理の視点から見た適切な在庫管理の4つのメリット

- メリットその1:管理コストの節約
- メリットその2:中長期的な在庫管理リスクマネジメント
- メリットその3:在庫管理に関連した不正の防止
- メリットその4:税関コンプライアンス遵守厳格化への対応

1.2 税関事後調査の最新動向

【在庫管理体制改善の必要性及び改善提案】

～適切な在庫管理体制/システムの必要性 – 社内管理の視点～

メリットその1-管理コストの節約

- 複数部門の連携強化や**情報精度**の向上を実現する
- データ収集・処理手順の**標準化及び簡素化が可能となり**、より**透明性・適時性**の高い在庫管理を実現

その結果、

- 在庫数量に差異が発生した場合、**迅速な原因究明**が可能
また、原因特定作業に要する時間・工数を**大幅に短縮**、結果、在庫管理に係る**コスト節約**を実現

メリットその2-中長期的な在庫管理リスクマネジメント

- ベトナムにおける税関コンプライアンス遵守の要求が年々厳格化
- 税関当局の中長期的な狙いは、各企業に在庫管理の観点から**効果的な内部統制**を構築させると共にベトナムの**通関システム**を直接繋げる事を想定

その結果、

- 短期のみならず、中長期的観点からもベトナムにおける税関コンプライアンス遵守に寄与することとなり、将来における税関調査等対しても**有効なリスクマネジメント**となる。

1.2 税関事後調査の最新動向

【在庫管理体制改善の必要性及び改善提案】

～適切な在庫管理体制/システムの必要性 – 社内管理の視点（続き）～

メリットその3-在庫管理に関連した不正の防止

- 効果的な内部統制を構築する事のメリットは、在庫差異の迅速な原因究明だけでなく、製造現場で起きやすい在庫数量のブラックボックス化や従業員による物品の流用を**防止する仕組みづくり**にも寄与

その結果、

- 在庫に関する**不正防止の精度**を高め、且つ、ブラックボックス化した特定困難な**在庫差異を削減**
- 税関調査における更正額やペナルティー・輸入関税納税額への影響も**限定的に留める**事も可能

メリットその4-税関コンプライアンス遵守厳格化への対応

- ベトナム税関が、在庫管理システムのリアルタイム接続を将来的に要求してくる可能性が高く、対応不十分であるとコンプライアンス遵守違反と判断されるリスクがある
- Decree18号やDecree134号の下で、EPE企業が遵守すべき3要件の中の1つに**“合理的なデータを抽出する為の適切な在庫管理システムを維持している事”**という条件がある。EPE企業については、かなり早い段階から、より厳格な税関コンプライアンスの遵守が求められる可能性が十分にある
- これらの事から**早めの対策**を講じておく必要がある

1.2 税関事後調査の最新動向

【在庫管理体制改善の必要性及び改善提案】

～在庫管理リスクを最小限に抑えるためのご提案～

弊社のアプローチと価値提供

フェーズ 1 – 開発				フェーズ 2 – 管理
ステージ 1: 情報収集	ステージ 2: 開発	ステージ 3: デザイン とテスト	ステージ 4: 運用開始	保守・継続
リソース <ul style="list-style-type: none"> • Deloitte • Company's resource 	<ul style="list-style-type: none"> • 主担当: Deloitte 	<ul style="list-style-type: none"> • Deloitte • Company's resource 	<ul style="list-style-type: none"> • Deloitte • Company's resource 	<ul style="list-style-type: none"> • 運用・監視 : Company's resource • 継続的なサポート : Deloitte

弊社は以下の主要な目的を達成するため、クライアントのニーズ、現在及び将来の成長に適したソリューションをご提供させていただきます。

- ベトナム税関の規定に基づき、輸入関税の免除対象である材料の管理に関する**税関コンプライアンス要件**を遵守すると共に、**ビジネスの成長**に対応できる拡張性を備える。
- **会社情報の精度**を向上させることにより、CFR提出のためのデータ収集及びデータ処理の手順を**標準化、簡素化**する。
- 複数部門の**連携を強化**する**相互独立型のワークフロー**を可能にする。
- CFRの作成及び提出に関連するリソース、工数、手順の有効性を適切に管理することで、持続可能な資源のための**コスト削減**を提案する。
- 実際の材料消費状況を把握することで、税関コンプライアンス及び業務効率**両面における改善可能領域**を提案する。
- 税関チームの事後調査に備え、潜在的な税関リスクのマネジメントに役立つ十分な**バックアップデータ及び根拠資料**の作成を支援する。
- 会社が事業を運営する上で直面する様々な税関関連の問題について、**デロイトの専門家が助言や提案**を行う。

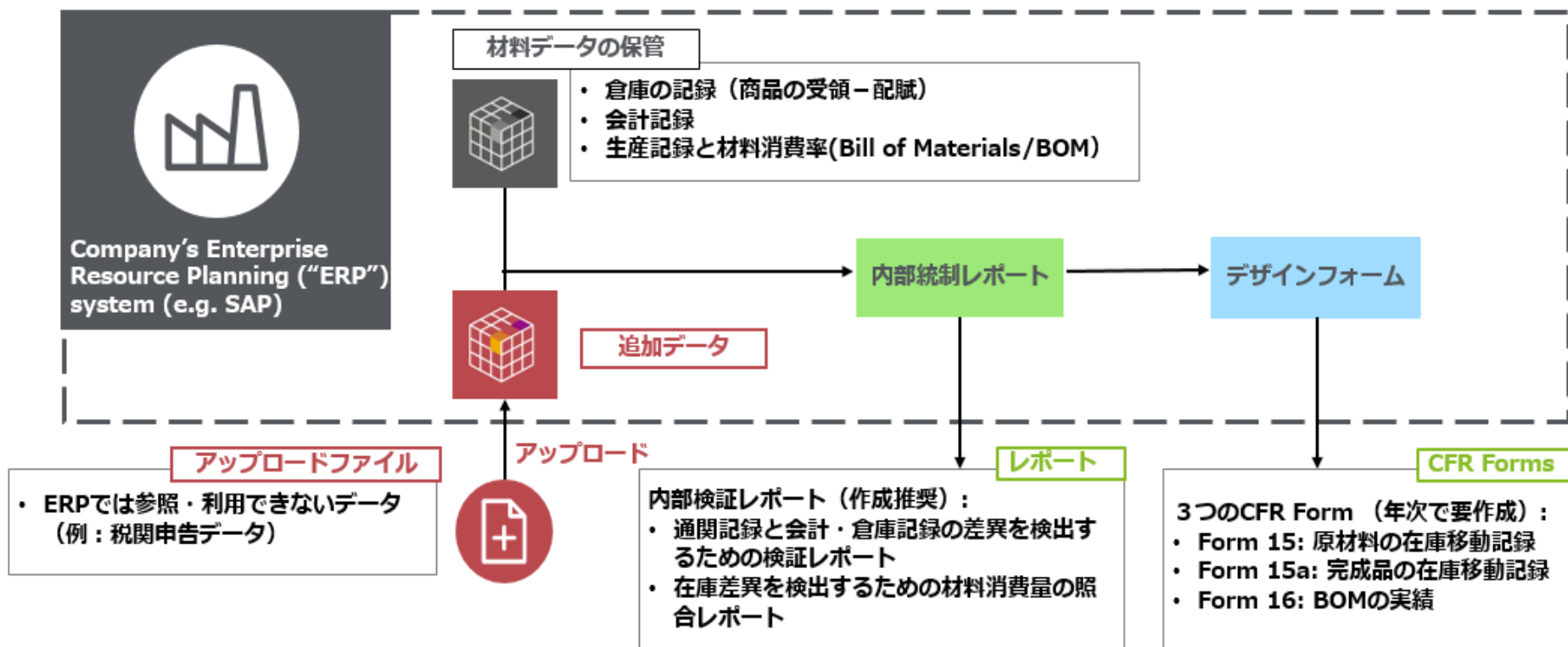
1.2 税関事後調査の最新動向

【在庫管理体制改善の必要性及び改善提案】

～在庫管理リスクを最小限に抑えるためのご提案（続き）～

在庫管理・レポーティングシステムの改善に向けて弊社が提案するソリューション

下記は、弊社が提案する「統合ソリューション」の概略図であり、在庫移動のモニタリングと管理、社内記録と税関当局への申告データの整合性、材料消費率の検証などを行っています。



2. 不正リスクマネジメント

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

2.2 不正ケーススタディ

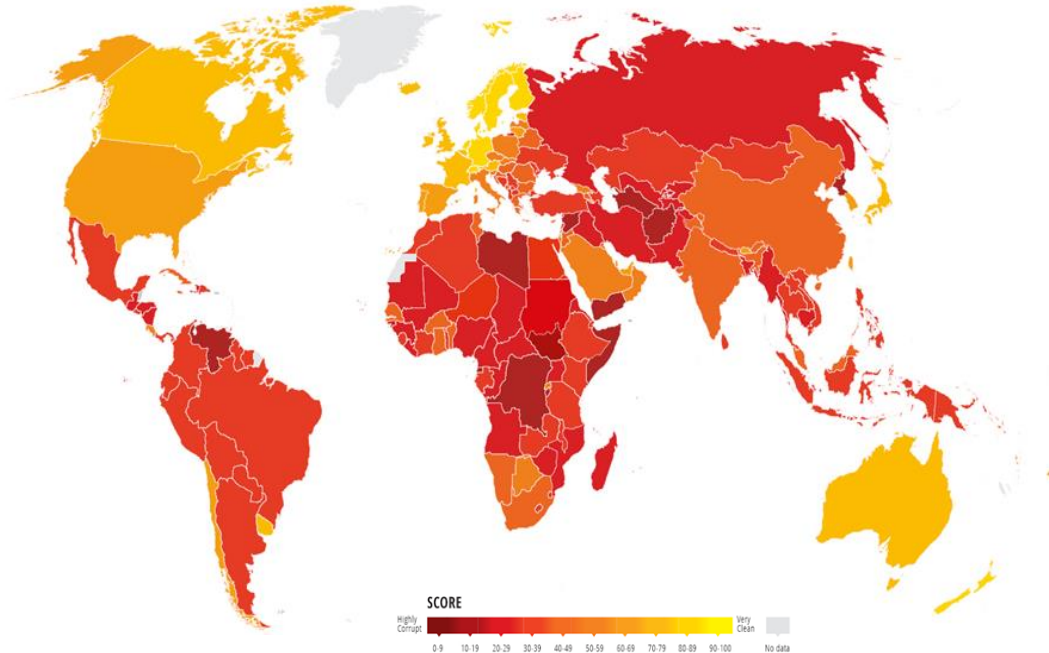
2.3 予防、発見の為の取組み

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

腐敗指数ランキング

東南アジアの腐敗指数 - Transparency International

Reference: Corruption Perceptions Index 2021



ランク	国	スコア
4	シンガポール	85
18	日本	73
62	マレーシア	48
82	東ティモール	41
87	ベトナム	39
96	インドネシア	38
110	タイ	35
117	フィリピン	33
128	ラオス	30
140	ミャンマー	28
157	カンボジア	23

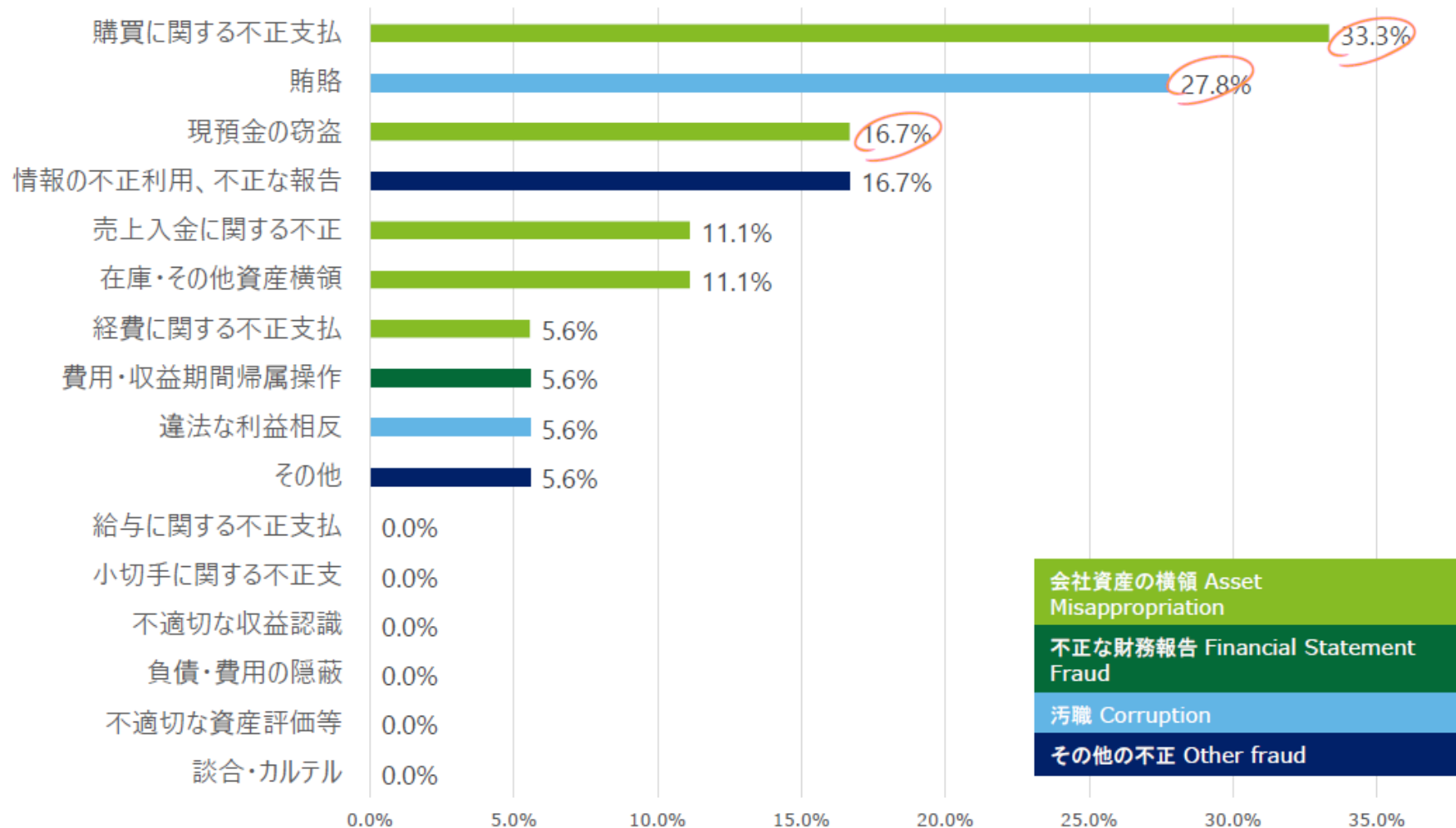
- ・世界の腐敗認識指数 国際比較統計・ランキング
- ・各国政府の腐敗認識指数スコアと国別順位を掲載
- ・Transparency Internationalが調査・公表している腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index – CPI）
- ・政府・政治家・公務員などの公的分野での腐敗度を10～11機関が調査した12～13種類の調査報告に基づき評価

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

不正の種類別発生割合

不正の種類（複数回答）

Vietnam



2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

ベトナムの不正の特徴

項目	内容
言葉の壁	<ul style="list-style-type: none">日本人でビジネスレベルでベトナム語の会話や読み書きができる人はほぼ皆無 → 不正の機会を与えやすい
文化・習慣	<ul style="list-style-type: none">社用車の私用の常態化会社の中の物は共有？時間厳守の感覚
コンプライアンス意識	<ul style="list-style-type: none">コンプライアンス（ルールを守る事）の意識のレベル差贈収賄が不正行為であるという意識が希薄 → 学校・警察・役所・入管・裁判所、病院等
複数人が関与 (分配)	<ul style="list-style-type: none">複数の社員で分配している傾向が強い → 根が深く、摘発及び対処が難しい → 中国との違い

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

ベトナムにおける関連法令

不正タイプ	施行主体	関連する法令・条文	罰課金・処分	懲役刑 (最高刑)
賄賂/汚職	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 354, 364 - Anti-corruption Law (反汚職法) 55/2005/QH11	受取る側：最大1億VND (約50万円) の罰金 渡した側：最大2億VND (約100万円) の罰金 最大、賄賂金額の5倍の金額の罰金	汚職: 死刑 賄賂: 終身刑
マネーロンダリング	法務省	- Law on Amendments to the Criminal Code (刑法の修正法) no. 100/2015/QH13, Article 324	企業: 最大200億VND (約1億円) の罰金、又は 1～3年の業務停止 個人: 最大1億VND (約50万円) の罰金	個人: 懲役15年
インサイダー取引	法務省	- Criminal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 210	企業: 最大100億VND (約5千万円) の罰金、 又は1～3年の特定事業の営業・資金調達の停止 個人: 最大2億VND (約100万円) の罰金	個人: 懲役7年
内部通報	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 122	最大10百万VND (約5万円) の罰金	懲役7年
資産の着服	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 353	最大1億VND (約50万円) の罰金	死刑

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

日本、米国、英国における贈収賄に関連する法令比較

	法令	内容	刑罰
日本	不正競争防止法	外国公務員への不正な利益供与を防止することにより、国際的な商取引における公正な競争を確保する 「 外国公務員等 に対して、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等を行うこと」を禁止している。	法人 ：最高3億円の罰金 個人 ：最大5年の懲役又は、最高500万円の罰金
米国	米国海外腐敗行為防止 (FCPA)	贈賄禁止条項と会計処理・内部統制条項から構成されている 贈賄禁止条項とは、米国人や米国企業等が米国以外の政府関係者・公務員への賄賂を禁止する規定 会計処理・内部統制条項は、適正な会計処理と内部統制を求める規定	贈賄禁止条項に違反 法人 ：最大200万ドルの罰金 個人 ：最大25万ドルの罰金と5年以下の懲役のいずれかまたはその両方が科される 会計処理条項に違反 法人 ：2最大500万ドルの罰金 個人 ：最大50万ドルの罰金と20年以下の懲役のいずれかまたはその両方が科される
英国	英贈収賄禁止法 (UKBA)	FCPAよりも新しい法律で、様々な贈収賄の事例を受けて作成されたため、非常に厳格な基準が設けられている	規定に違反 法人 ：罰金のみ 個人 ：禁固10年以内および上限のない罰金

2.1 ベトナムにおける不正を巡る環境

GDPと平均年収の推移



出所: Global Economic Monitor, World Trend Plus

2.2 不正ケーススタディ

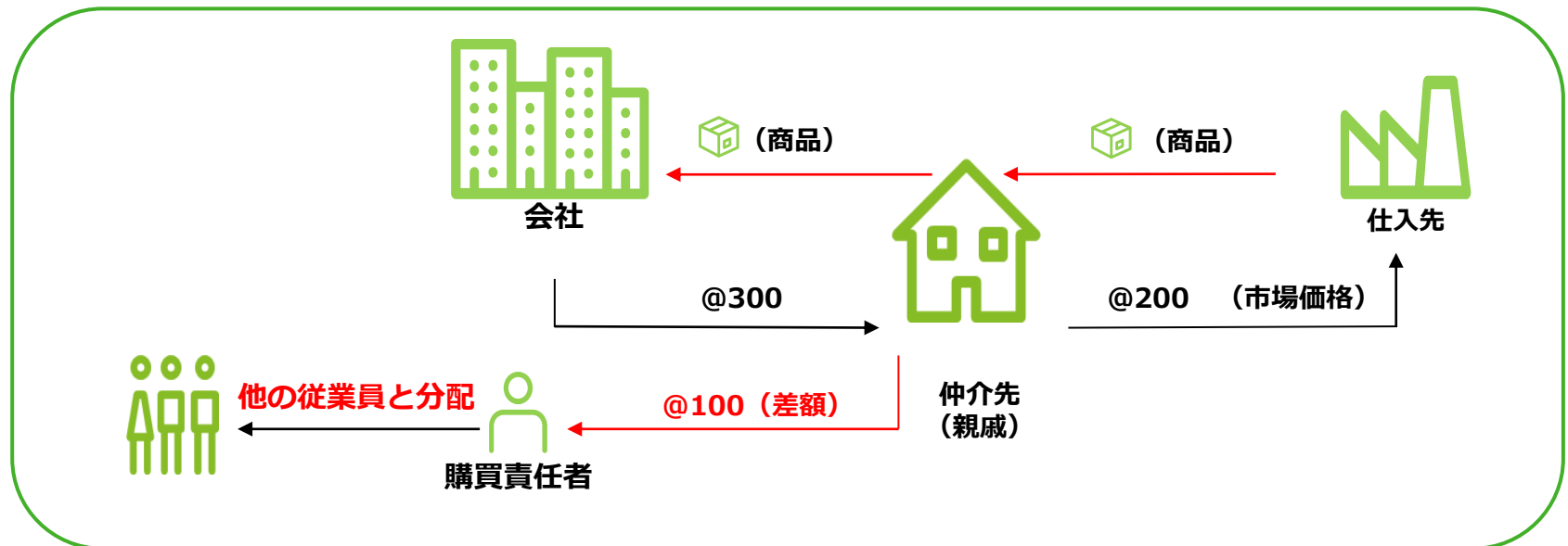
ケース1：仲介先を利用したキックバックの受領

不正内容

親戚の仲介先を利用して、本来@200で購入できるものを@300で会社に販売し、差額の@100をキックバックしていた。購買責任者から複数の従業員に分配されていた。

発覚した理由

退職した従業員から内部通報で日本の本社に直接報告（Eメール）があり、該当者（購買責任者）のパソコンを調査したところ、金銭の分配の計算をしているエクセルの表が見つかった。取引履歴を調査したところ、購買責任者の親戚の家を仲介している事が判明した。



2.2 不正ケーススタディ

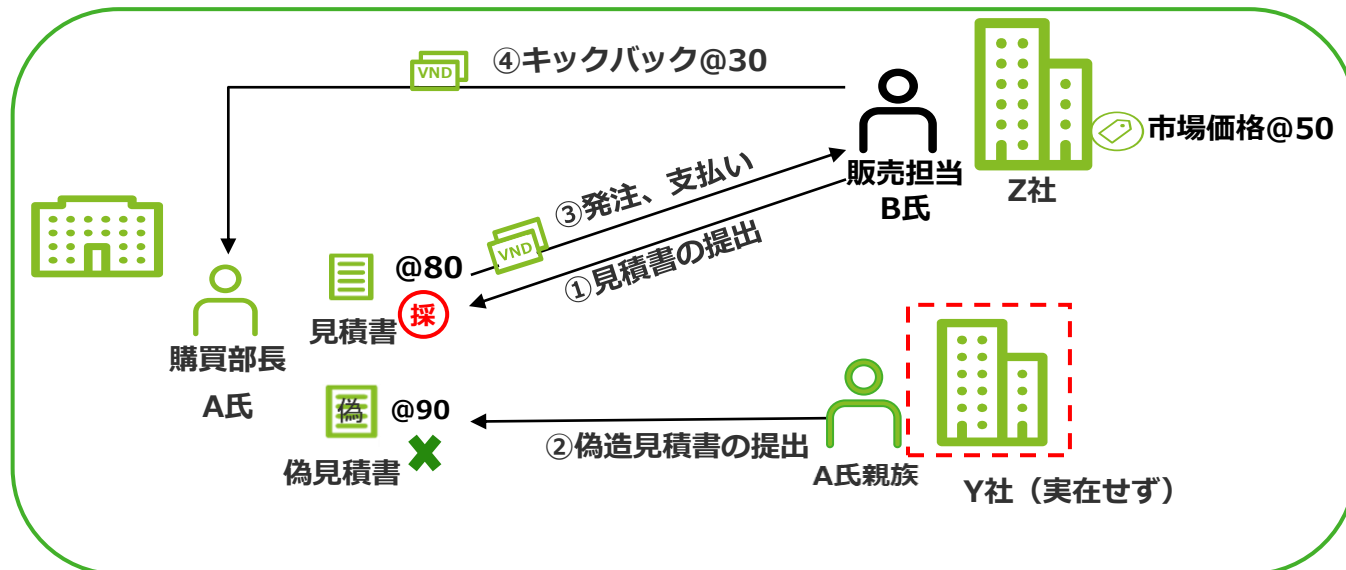
ケース2：キックバックの受領（親族を利用した見積書の偽造）

不正内容

日本人社長が購買部長A氏にベトナム国内取引先からの購入を指示。A氏はY社とZ社の2社の見積書を提示し、日本人社長はY社より安いZ社に発注することを承認した。A氏はZ社に発注したが、後日Z社の単価が市場価格よりもかなり高く、A氏はZ社の販売担当B氏からキックバックを受け取っていたことが判明した。

発覚した理由

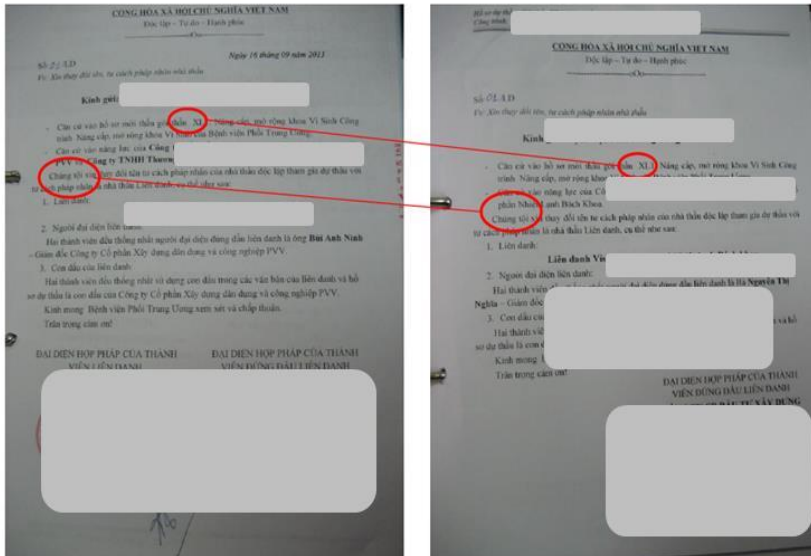
A氏の羽振りが良いという噂があった為フォレンジック調査を行ったところ、A氏の親族が経営者となっているがY社は実在せず、Y社の見積書は偽造したものである事が発覚。



2.2 不正ケーススタディ

ケース2：キックバックの受領（親族を利用した見積書の偽造）

フォレンジック調査により、見積書や登記住所において不正の兆候が発見された。



- Y社の登記住所をGoogle Mapで見ると、個人の住居のようだったので、実際にY社を訪問したところ、実際に一般の民家であった。
- 在人に尋ねたところ、何のことがわからない様子だった。

***イメージであり、実在するケースではありません**

見積書における不正の兆候（例）

- Z社とY社の見積書のテンプレートが類似
- 文法誤りの箇所が一致

4. Danh sách thành viên góp vốn

STT	Tên thành viên	Nơi đăng ký hộ khẩu thường trú đối với cá nhân; địa chỉ trụ sở chính đối với tổ chức	Giá trị phần vốn góp (VNĐ; và giá trị tương đương theo đơn vị tiền nước ngoài, nếu có)	Tỷ lệ (%)	Số giấy CMND (hoặc chứng thực cá nhân hợp pháp khác) đối với cá nhân; MSDN đối với doanh nghiệp; Số Quyết định thành lập đối với tổ chức	Ghi chú
1	TA QUANG HUY	Số 38, ngõ 12, phố Nguyễn Văn Trỗi, Phường Phương Liệt, Quận Thanh Xuân	1.360.000.000	20,00 0	011951148	

- 会社の登記情報を実施したところ、Y社は購買部長A氏の親族が出資している会社であることが判明

2.2 不正ケーススタディ

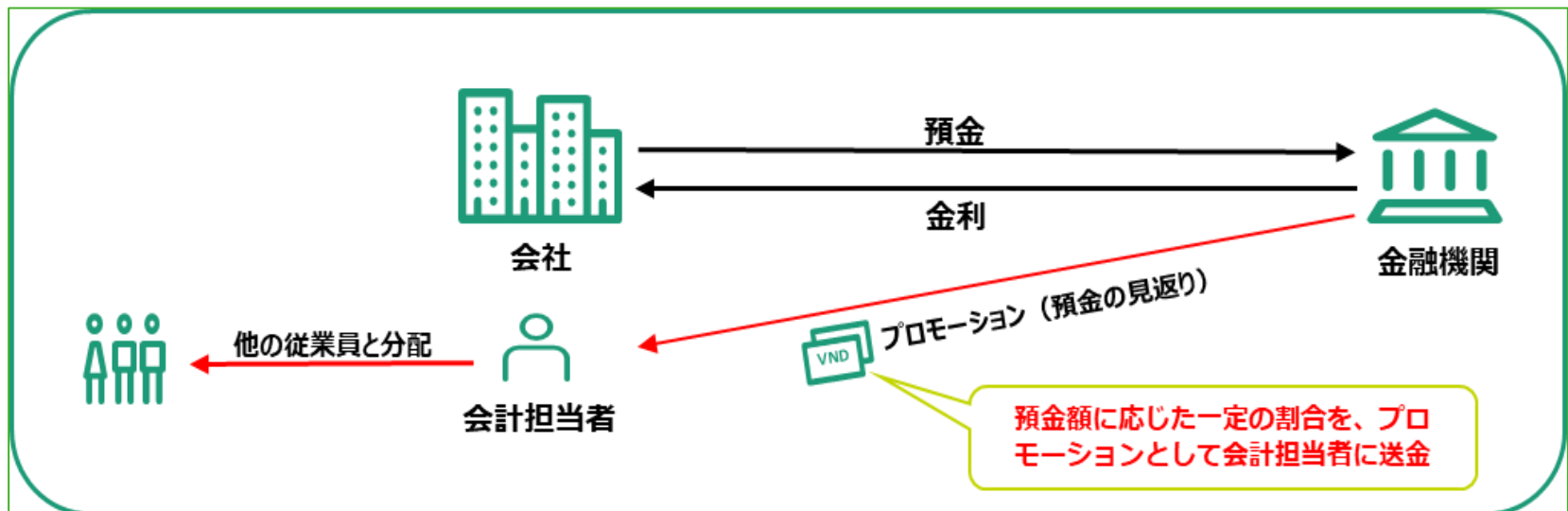
ケース3：金融機関担当者からのプロモーションの受取り

不正内容

会計担当者が金融機関から定期預金成約に対するインセンティブとしてプロモーション（キックバック）を受け取っていた。プロモーションとして、金利とは別に、預金額に応じた一定額が金融機関から会計担当者の個人の口座に送金されていた。その会計担当者は、得た金額を他の従業員と山分けしていた。

発覚した理由

受け取ったインセンティブを山分けしていた従業員の一人が退職し、退職後に会社に報告があり、フォレンジック調査を行った。金融機関担当者は金融機関のメールアドレスを使い、経理担当者の個人メールへ連絡していた。



2.2 不正ケーススタディ

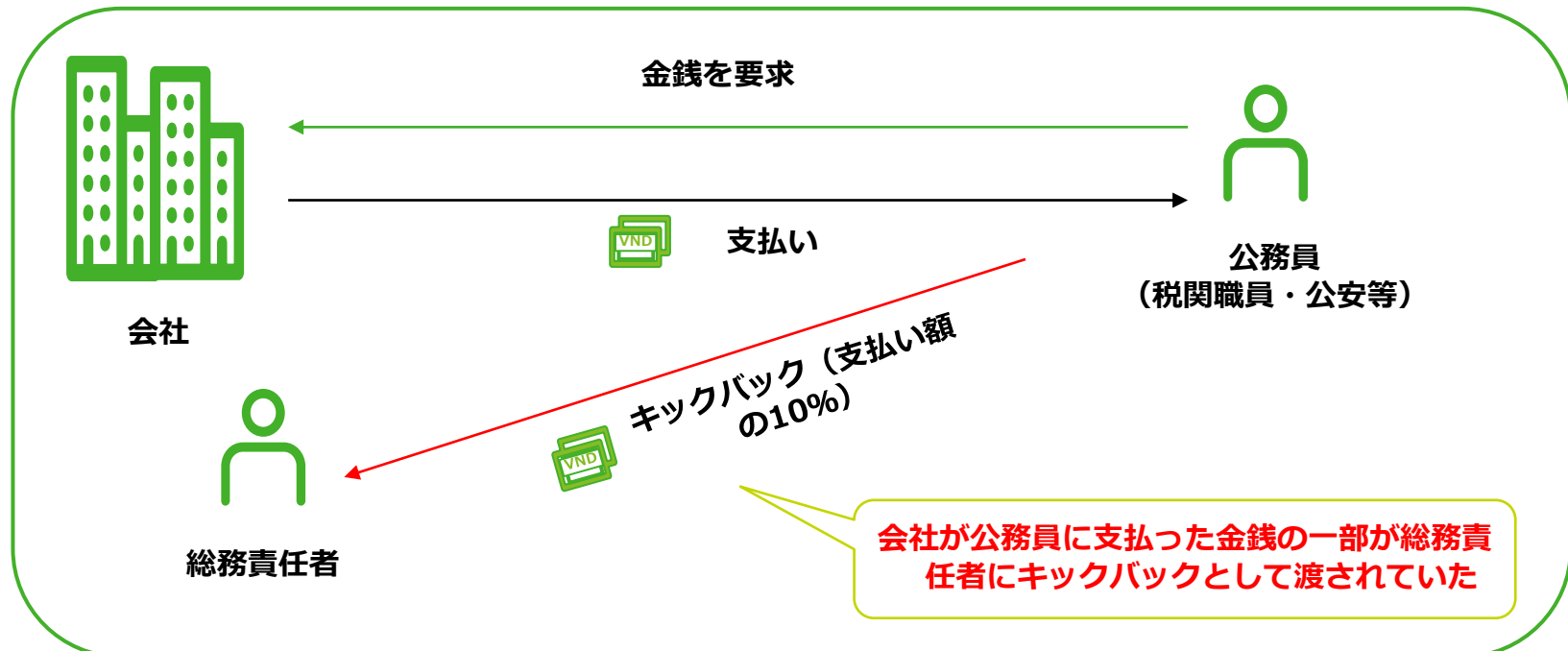
ケース4：公務員に払う金銭の着服

発覚した理由

日本人マネジメントに対して、他の従業員から通報があり、その総務責任者本人に追及したところ自白した。

不正内容

税務署、税関職員・公安等の公務員に金銭を要求され、総務責任者に対応を任せたところ、キックバックを受けていた。



2.2 不正ケーススタディ

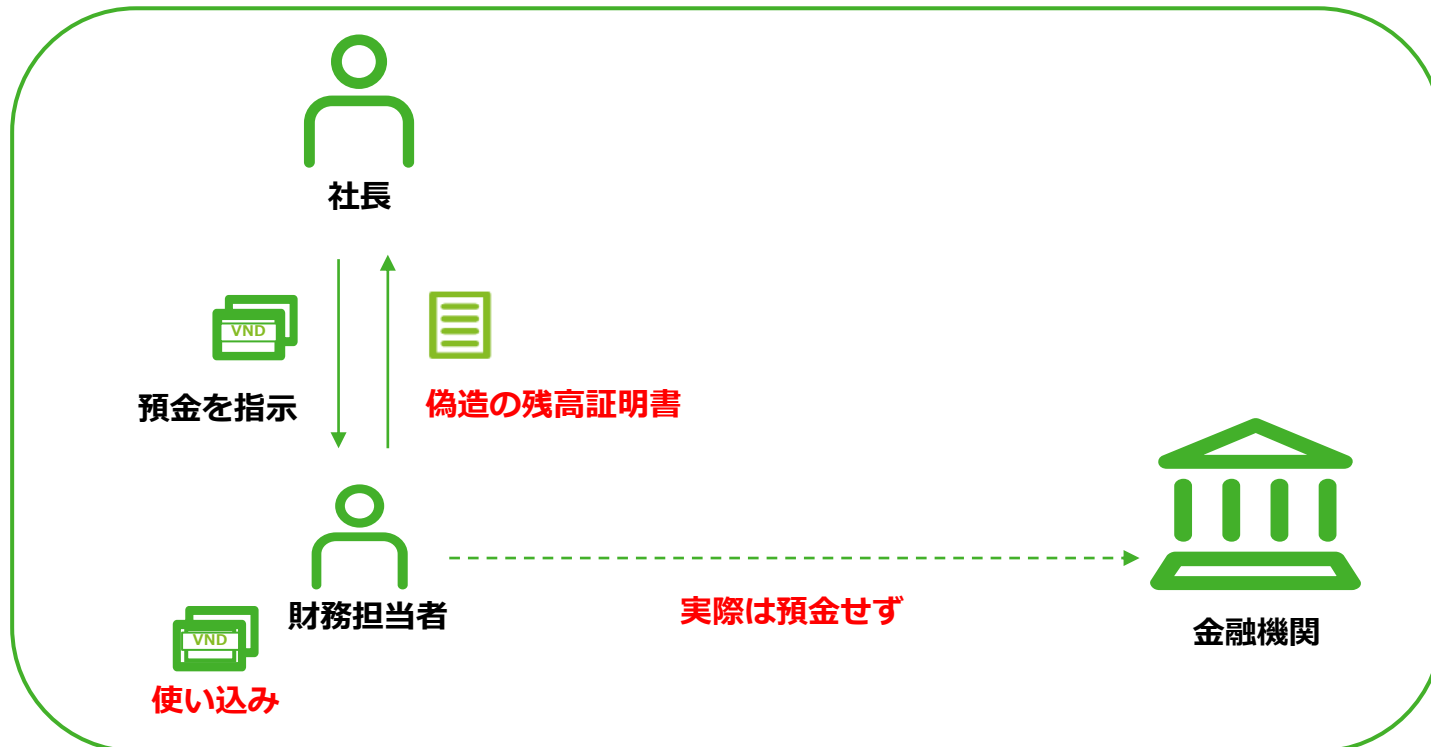
ケース5：残高証明書の偽造

不正内容

社長が財務担当者に定期預金を指示したが、財務担当者は金融機関に預けず、そのお金を使い込み、社長には残高証明書を偽造して提示していた。

発覚した理由

社長から、定期預金を解約するように財務担当者に指示したところ、使い込んだ事を自白した。



2.2 不正ケーススタディ

ケース6：架空の従業員を使った給与の着服

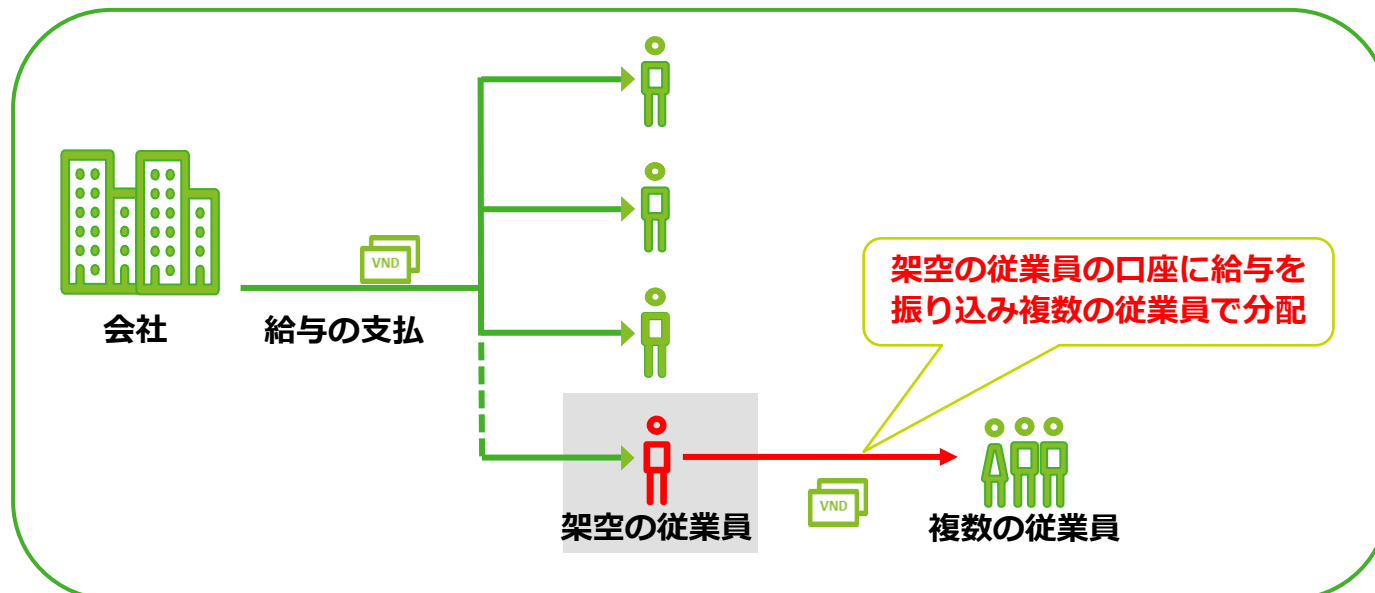
不正内容

退職した従業員を、給与振込先データから削除せず、給与振込み先として他の口座を登録して、給与として支払いを続けていた。数年に渡り行われ、複数の従業員で分配していた。

発覚した理由

内部通報があり、調査会社に依頼したところ、発覚。（ベトナム語がわかる日本人を派遣）

給与振込の従業員データを精査したところ、架空の従業員（既に退職した従業員）が登録されていた。振込み先口座が同一であった。



2.2 不正ケーススタディ

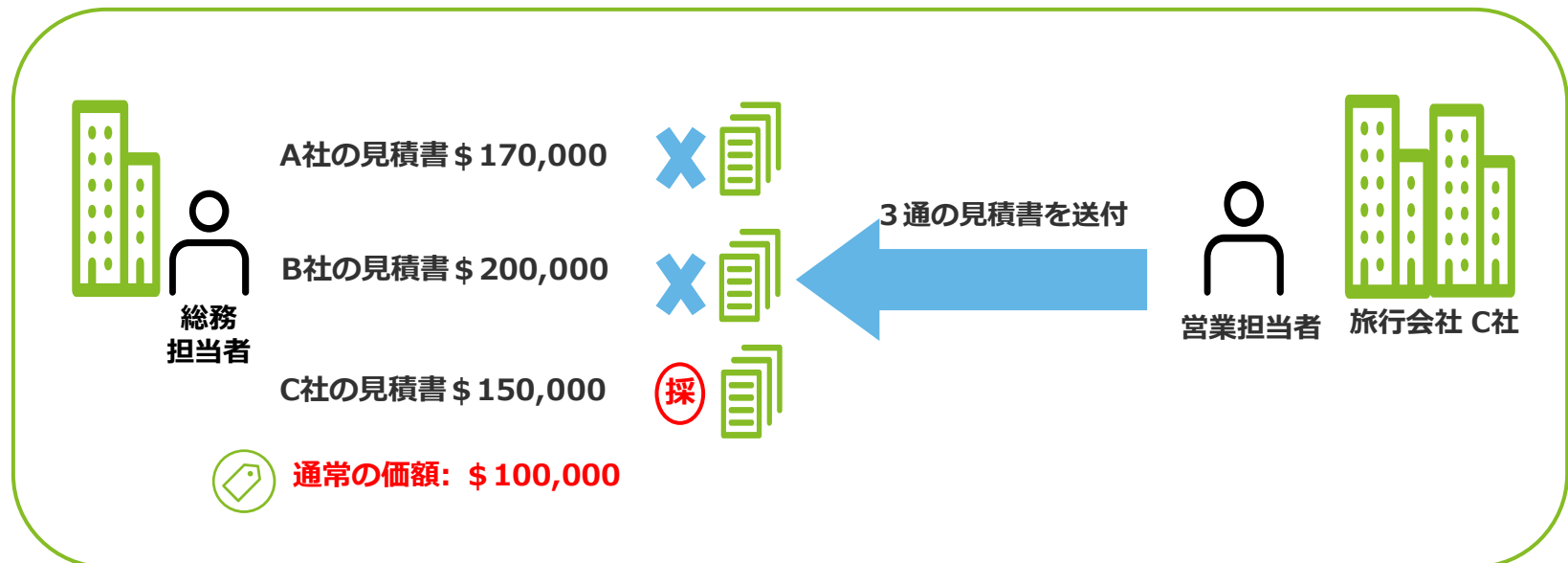
ケース7：見積書の偽造（同一人物から3通の見積書の入手）

不正内容

社員旅行に際し、総務担当者が旅行会社からキックバックを受け取っていた。社内規定通り3社から相見積りをとっていたが、実際は、その中の一つの旅行会社の営業担当者から3通、異なる社名で見積書を手入していた。一番安いC社を採用していたが、3通とも通常の価額よりかなり高額であった。

発覚した理由

内部通報があり、総務担当者のパソコンを調査したところ、発覚した。



2.2 不正ケーススタディ

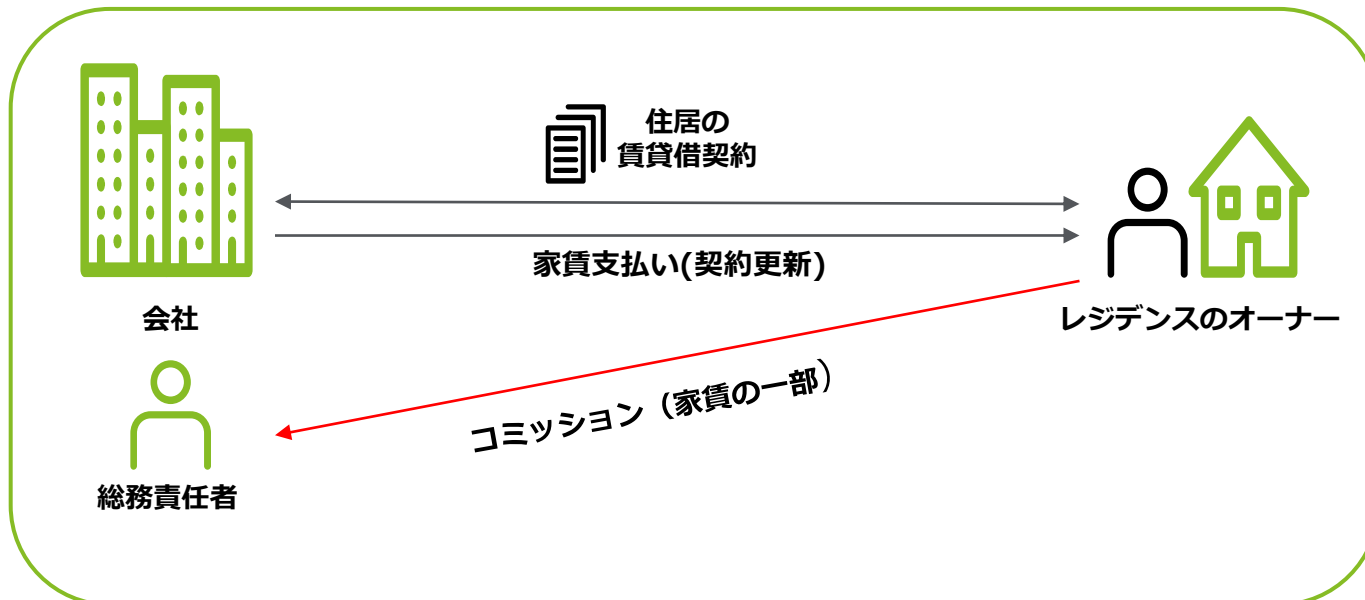
ケース8：レジデンスのオーナーからの家賃のキックバック

不正内容

総務責任者が日本人社長の住居の契約に関して、レジデンス（住居）のオーナーから3か月に一度、更新の度にコミッションとして家賃の一部を得ていた。

発覚した理由

レジデンスのオーナーの家族が誤って、会社の代表電話に連絡してきたため発覚した。総務責任者本人は、自分が社長に住居を紹介したので、会社とは関係なくコミッションを受け取る事は当然の権利であると主張。

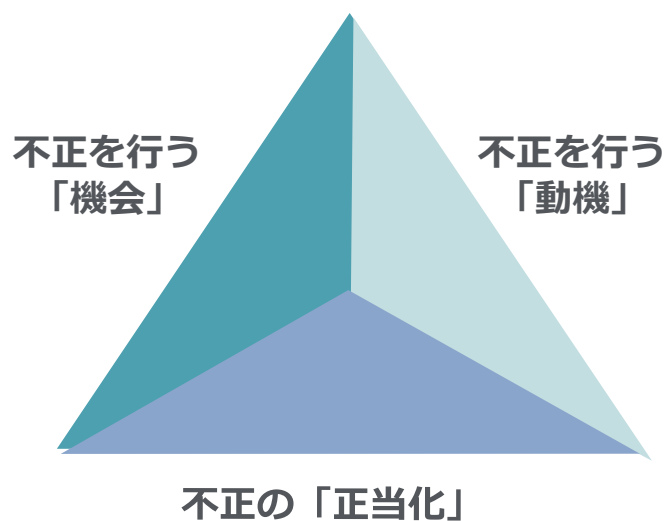


2.3 予防・発見の為の取組み

発生のメカニズム ～不正のトライアングル～

「機会」・「動機」・「正当化」の要素・条件が揃った時に不正が発生する

不正のトライアングル



① 「機会」

不正行為の実行を可能・容易にする客観的環境

例) 上長（日本人）がチェックしていない、特定の従業員に権限を与えすぎ等

② 「動機」

不正行為を実行することを欲する個人的な事情

例) 多額な借金を抱えている、ギャンブル中毒等

③ 「正当化」

不正行為を積極的に是認しようとする主観的感覚

例) 他の従業員も同じように悪いことをしている、ちょっと借りて後で返せばいい等

2.3 予防・発見の為の取組み

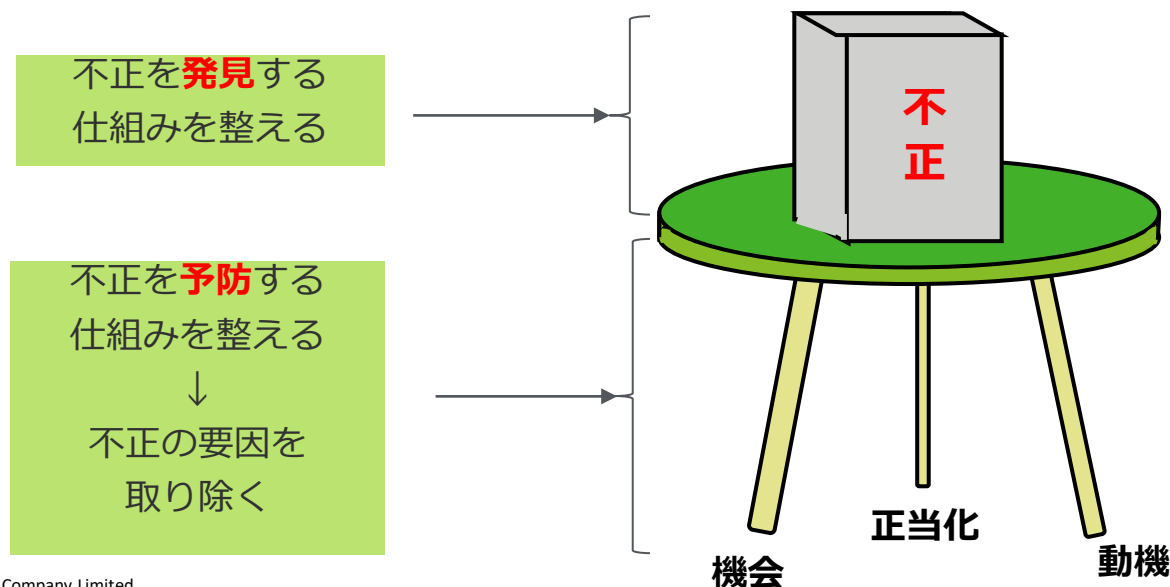
不正への対応策 ～予防と発見の視点～

予防の視点

不正は、「機会」、「正当化」、「動機」の3つの要因によって、成り立っている。そのため、不正を予防するには、この3つの要因を排除していくことが重要となる。ただ、「動機」は個人的な理由によっている部分が多いため、会社として「動機」を排除することは難しい。よって、残りの「機会」及び「正当化」を排除することが、不正の予防に効果的となる。

発見の視点

また、現状、会社にどのような不正が発生しているのか、または発生し得るのか、会社の現状を把握する事が重要。現状を認識した上で、予防策（対応策）を考える必要がある。



2.3 予防・発見の為の取組み

予防：「機会」と「正当化」

「動機」はコントロールできないため、「機会」と「正当化」を排除することで不正が起りづらい環境を作る。

項目	自社での対策	Deloitteで可能なサポート
「機会」の排除	<ul style="list-style-type: none">社内にどのような機会が存在しているかを把握。その上で内部統制(チェックの仕組み)を強化資産の管理を徹底（副資材等の定期的な棚卸）業務分掌を徹底（特定の者に仕事を委譲し過ぎない）監視カメラを設置（高価な原材料等の横領を防ぐ）	<ul style="list-style-type: none">不正ヘルスチェック（不正が行われる兆候がないかの検証）調達部門等の主要プロセスに関するフォレンジック調査（不正調査）ベンダーのバックグラウンド調査内部統制フレームワーク強化
「正当化」の排除	<ul style="list-style-type: none">不正は決して許さないという雰囲気（社風）作り不正防止ポリシーの作成及び社内研修の実施（意識付け）不正を発見した際、徹底的に対処する	<ul style="list-style-type: none">コンプライアンス研修（不正トレーニング）による教育 <p>→不正を発見するのではなく、不正を予防するために実施する（コンプライアンス目的に有効）</p>

2.3 予防・発見の為の取組み

発見：不正を発見する仕組み作り

不正を早期発見する仕組みを整備する事が重要

	自社での対策	Deloitteで可能なサポート
不正を発見する仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none">内部通報制度の整備定期的な自社調査（コンピュータ内データ、Eメール、取引先、取引金額等）	<ul style="list-style-type: none">デジタルフォレンジック（コンピューター、サーバーの調査）対象者のインタビューのサポート内部通報管理サービス

- 不正が発覚した際、その事実をベトナム人のキーマン（ベテランの社員）に話さない
 - キーマンが関与している可能性を考慮する
- ➔ 「信用しても信頼するな」 の精神が大切

2.3 予防・発見の為の取組み

発見：不正ヘルスチェックの内容

不正対策に対する実務の状況に着目したインタビューの実施

- 不正リスクの監視
- 不正リスクに対する責任の所在
- 不正リスク評価
- 不正リスクに対する許容範囲及びリスク管理ポリシー
- プロセスレベルでの不正リスク対策の内部統制
- 倫理的な行動を促し及び不正を防止するための環境
- 不正予防に関するメカニズム

当該ヘルスチェックに関連する人員

- プロセス責任者
- 部門長
- 内部監査
- 調査チーム
- 法務・コンプライアンス部門

ヘルスチェックによる効果

- 不正を示唆する項目についての早期での検出
- 潜在的なコスト削減の機会
- 会社の評判に対する潜在的な脅威の削減
- 倫理的な環境の促進
- 危険な領域に対して経営者が理解できる

- 検出事項の例
- 規程はあるが、運用されていない、もしくは運用されているかチェックする機能がない
- 利益相反に関する統制の不備（マッピング・宣誓書）

例外処理に関する統制

2.3 予防・発見の為の取組み

発見：コンプライアンス研修

従業員への不正・コンプライアンス研修の目的

目的：各従業員の価値観・倫理観・リーダーシップ(内発的な価値観の遵守)を向上させ、正しい意識・行動原理を植え付ける為の組織風土の醸成、不正を起こしにくい環境を作る。

課題：明確なゴール・目的をしっかり決定・設計しないと実効性の低いものになってしまうリスクがある



実効性のある効果的なコンプライアンストレーニング実施の為に

コンプライアンス・トレーニングを通じて実現すべき事項



Point1

望ましい行動(Dos)・望ましくない行動(Don`ts)の明確化



Point2

コンプライアンス違反による影響範囲・大きさの明示



Point3

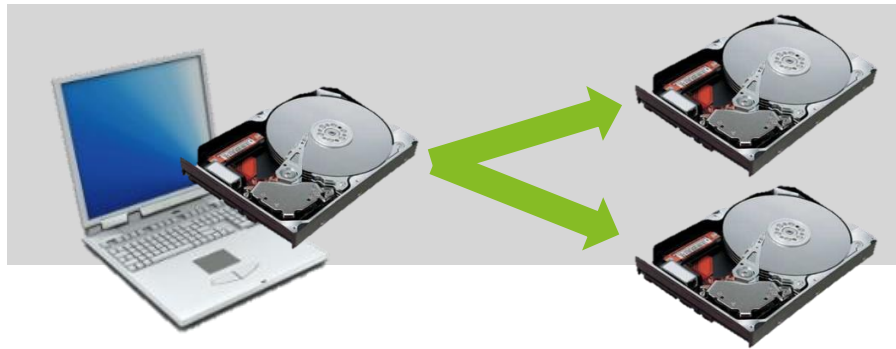
内部統制システムの理解促進を通じた牽制機能の強化

※どの点に重きを置くかにより、形式（座学/e-learning/Workshopなど）やコンテンツは検討する必要がある。

2.3 予防・発見の為の取組み

発見：デジタル・フォレンジック

デジタルフォレンジックとは、データの保全・解析・レビューの一連の手続をいう
電子証拠の保全の目的（しっかり電子証拠を保全することからスタート）



証拠保全の目的

- 電子データの証拠化
- 改ざんがないことの証明
- 削除されたデータの確保
- 複数回の検証

保全をしないリスク

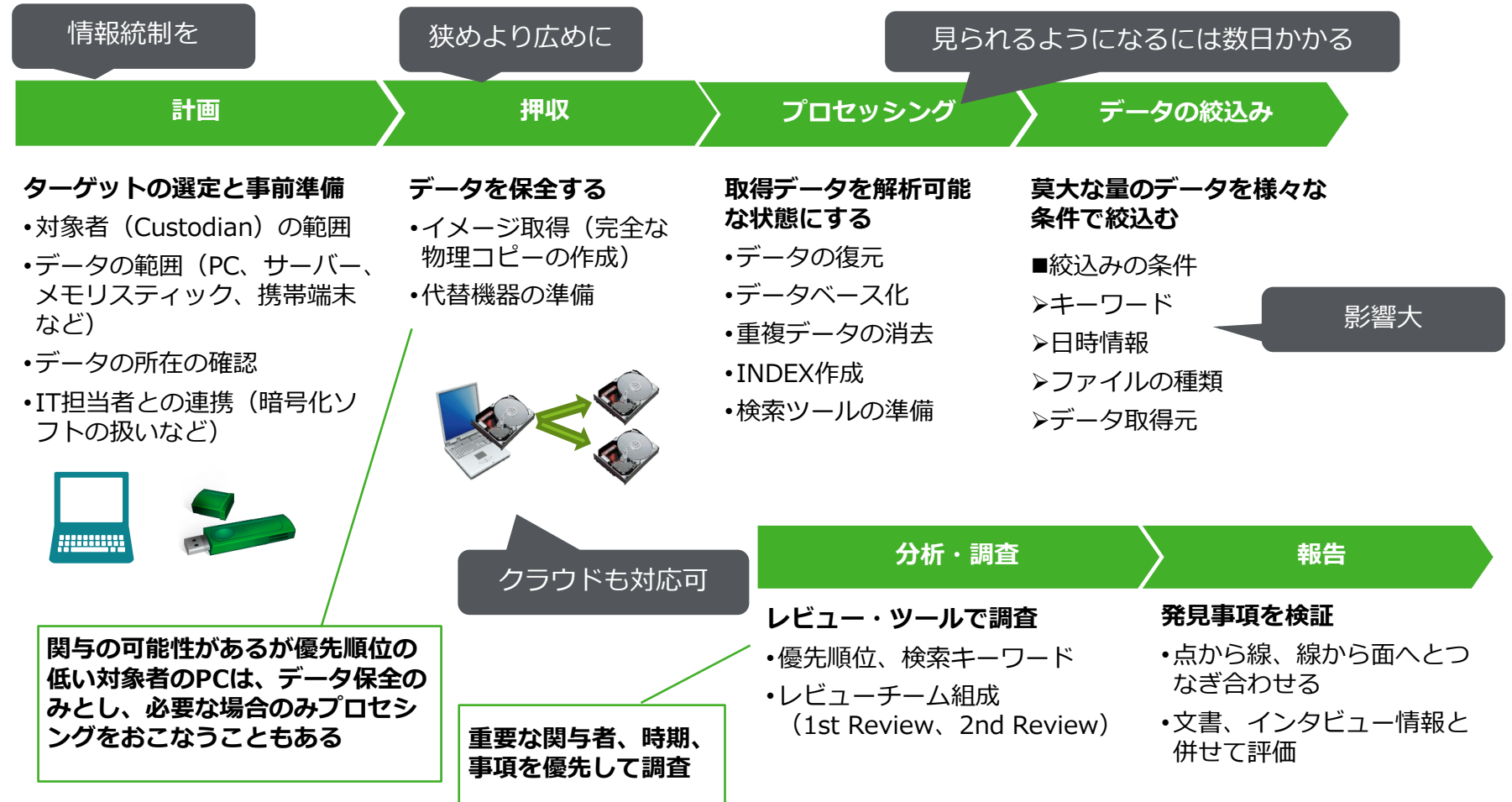
- 証拠汚れ、逸失
- 改ざんの疑義
- 復元確率の低下
- 後戻り不可

不正調査は、いかに証明力のある証拠を積み上げられるかがポイント。
保全は証拠の真実性確保のためにも重要な手続である

2.3 予防・発見の為の取組み

発見：デジタル・フォレンジック

デジタルフォレンジックの流れ

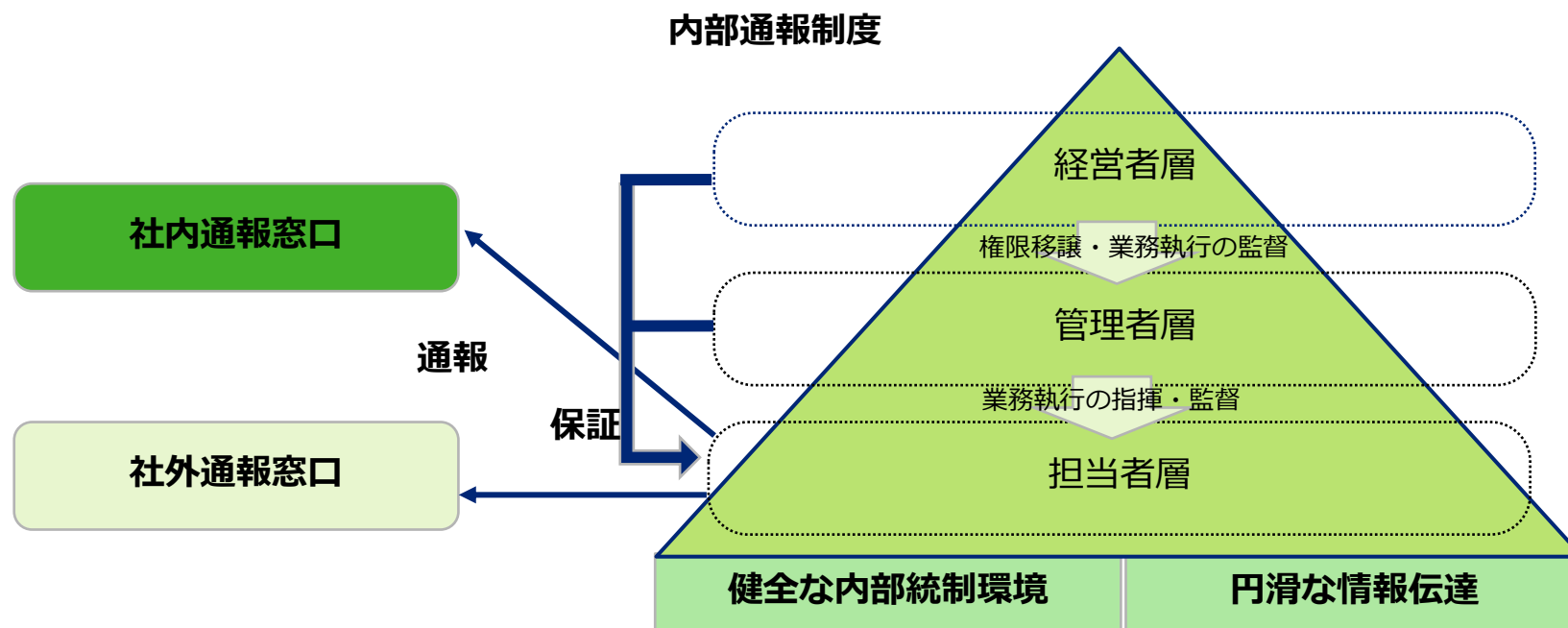


2.3 予防・発見の為の取組み

発見：内部通報制度

効果的な不正マネジメントの為には、内部従業員からの情報を安全に吸い上げる制度の併用が望ましい。不正の43%は通報により発覚し、また、その半分は従業員によるものである (出典: ACFE's Report to the nations 2020)

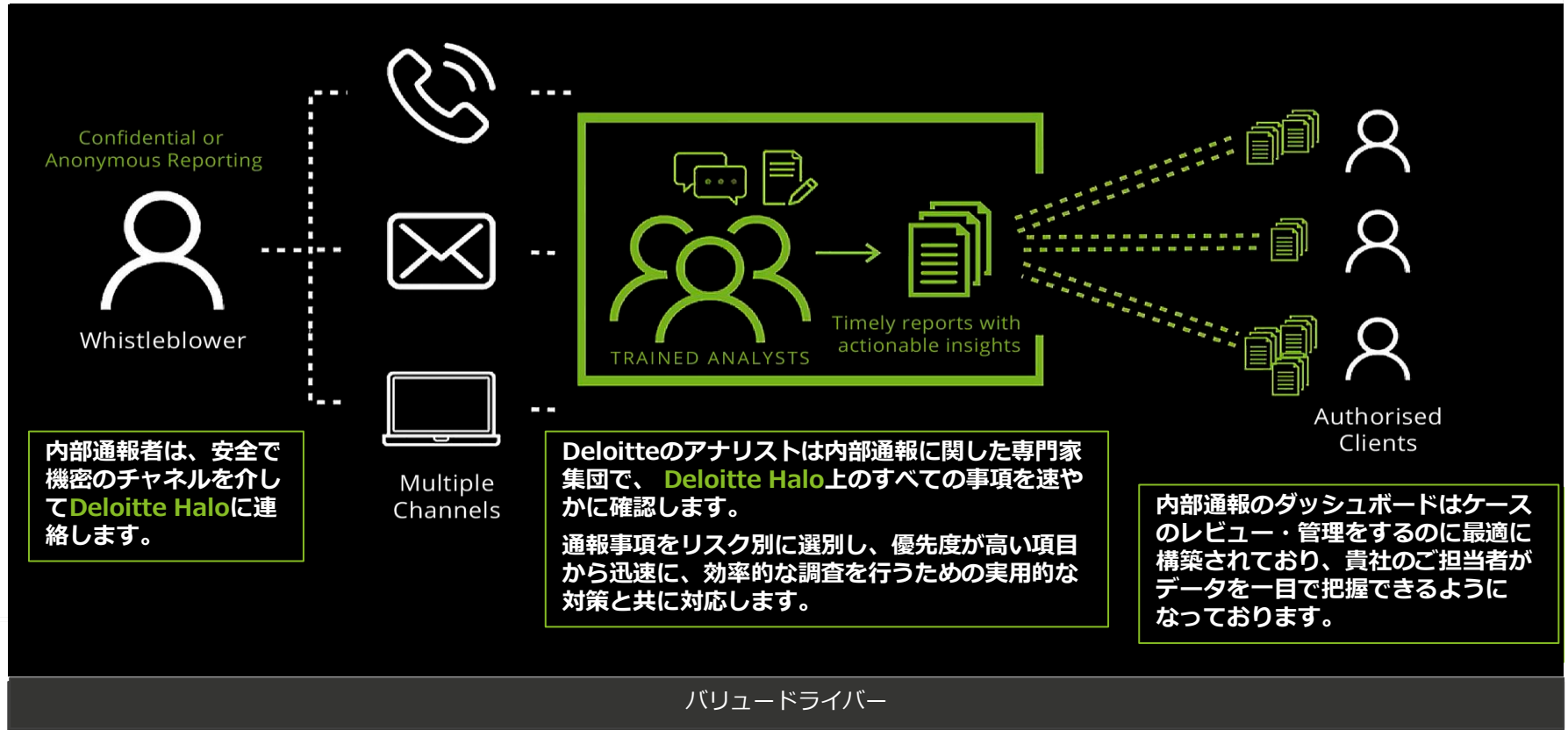
また、世界中の不正の約3分の1は、内部通報や情報提供者からの報告(出典:Voices for change, Transparency International)



2.3 予防・発見の為の取組み

発見：内部通報制度

Deloitte Haloは内部通報の専門性と最先端の技術を融合させた、内部通報に特化したシステム



統合されたシームレスなシステム

高い費用対効果

実用的で
労力を要しない

コンプライアンスに基いた強力なガバナンス

信頼性が高く安心

参考 不正関連ニュース①

VIETJO ベトジョー ベトナムニュース

[社会]

コロナ禍の特別便巡る汚職、捜査範囲拡大 隔離施設や外国人専門家の入国許可も対象に

2022/10/26 14:42 JST更新

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を背景に運航された帰国者など向けの特別便の認可を巡る汚職事件で、公安省傘下の治安捜査機関はこのほど、特別便を受け入れた省・市の人民委員会に対し、帰国者向けの隔離施設として使用されていたホテル・リゾートなどの選定に関する書類の提出を求めるなどして捜査範囲・対象を拡大している。

対象となる省・市の人民委員会は、ホテル・リゾートなどの審査や選定に関する書類だけでなく、隔離活動の監視・検査にあたる調査団など各プロセスに参加した幹部らのリストなども報告しなければならない。

外国人専門家らの入国の取り扱いについても捜査する。対象となる省・市の人民委員会は、外国人専門家などの入国許可を申請した全ての企業をリストアップし、申請書類の審査や許可の決定などに関連する書類を提出し、各プロセスに参加した幹部らのリストも報告しなければならない。

同事件では、最初の容疑者が1月下旬に逮捕されてからこれまでに、トー・アイン・ズン外務次官(男・58歳)や、ファム・ビン・ミン第一副首相(外交担当)補佐官のグエン・クアン・リン容疑者、外務省傘下領事局の要職のほか、政府官房傘下の国際関係局や保健省傘下の医療設備工事局、公安省傘下の出入国管理局の幹部、旅行会社など複数の会社の役員など、事件に関与した21人の容疑者が起訴され、捜査を受けている。逮捕者には前在大阪ベトナム総領事のグエン・ホン・ハー容疑者(男・58歳)も含まれる。

特別帰国便は、新型コロナ禍の影響で帰国するベトナム人のために国が特別に手配するものだが、関係者らは複数の公的機関の幹部らと結託し、不正利益を得ていた。この特別便に搭乗するには、通常より高額な運賃を支払うほか、煩雑な手続きが必要だった。



(C) nld

参考 不正関連ニュース②

VIETJO ベトナムニュース

[社会]

ニャ中央宣伝教育副委員長に警告処分、教育訓練相在任中の違反で

2022/10/26 06:31 JST配信

グエン・フー・チョン書記長は24日、党中央官房で書記局の会合を主催し、中央監査委員会の提案のもと、2016～2021年任期の教育訓練省共産党幹事部とフン・スアン・ニャ前教育訓練相をそれぞれ警告処分とすることを決定した。

ニャ氏は2016～2021年任期の教育訓練省共産党幹事部書記 兼 教育訓練相を務めていた。2021年7月に中央宣伝教育副委員長に就任し、現在に至る。

同氏が率いていた教育訓練省共産党幹事部は、民主主義的中央集権主義(民主集中制)に違反し、管理・監視・検査を怠り責任を果たさず、人材配置や公共事業投資、教科書の編集・審査・出版・発行、高校卒業 兼 大学入学統一試験(国家統一試験)の実施などに関する違反・不正を引き起こしたと結論付けられている。

ニャ氏らの違反は、公的資産の損失、社会のリソースの浪費を引き起こし、国民に不満をもたらしたとされる。書記局は違反の背景や度合いを検討し、警告処分を下した。

なお、党規では、違反した党员に対し違反の度合いによって、◇譴(けん)責、◇警告、◇罷免、◇党除名のいずれかの処分を科すと規定している。



(C) thanhnien 写真の拡大

参考 不正関連ニュース③

VIETJO ベトナムニュース

[社会]

現職警官による強盗事件、路上にばらまかれた宝飾品を拾った市民8人が返却

2022/08/04 15:07 JST配信

北中部地方 [トゥアティエン・フエ省](#) フエ市のドンバー市場で7月31日昼、銃で武装した警察官の男が宝飾店2軒に押し入った事件で、男が路上にばらまいた宝飾品を持ち去った市民8人が、これまでに警察を訪れて宝飾品を返却した。

この事件では、同省のビンディエン(Binh Dien)刑務所で刑務官を務める現職の警察官であるゴー・バン・クオック容疑者(38歳)が、自動小銃「AK-47」を構えてチャンフンダオ(Tran Hung Dao)通りにある宝飾店「タイロイ(Thai Loi)」と「ホアンドウック(Hoang Duc)」に次々と押し入り、「貧しい人々の金だ！」と叫びながら、奪った宝飾品を店の前のチャンフンダオ(Tran Hung Dao)通りにばらまいた。

それを見ていた通行人らが路上の宝飾品に群がり、無断で持ち去っていった。警察は容疑者を逮捕後、宝飾品を持ち去った人々に対し、早急に返却するよう求め、応じない場合は刑事法に基づき罰金または禁固刑を科す可能性があるとの警告。

これが奏功したのか、これまでに8人が宝飾品の返却に訪れた。ただし、返却された宝飾品の数は明らかにされておらず、両店舗から奪われた宝飾品の総数もまだ分かっていない。なお、トゥアティエン・フエ省警察によると、クオック容疑者は少なくとも、財産強奪と不正武器使用の2つの罪状で起訴される見通し。



(C) vnexpress 写真の拡大

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (1/3)

ランク	国	スコア
1	デンマーク	88
1	フィンランド	88
1	ニュージーランド	88
4	ノルウェー	85
4	シンガポール	85
4	スウェーデン	85
7	スイス	84
8	オランダ	82
9	ルクセンブルク	81
10	ドイツ	80
11	イギリス	78
12	香港	76
13	カナダ	74
13	アイスランド	74
13	アイルランド	74
13	エストニア	74
13	オーストリア	74
18	オーストラリア	73

ランク	国	スコア
18	ウルグアイ	73
22	フランス	71
23	セイシェル	70
24	アラブ首長国連邦	69
25	ブータン	68
25	台湾	68
27	チリ	67
27	アメリカ合衆国	67
29	バルバドス	65
30	バハマ	64
31	カタール	63
32	韓国	62
32	ポルトガル	62
34	リトアニア	61
34	スペイン	61
36	イスラエル	59
36	ラトビア	59
36	セントビンセント及び グレナディーン諸島	59

ランク	国	スコア
41	スロベニア	57
42	イタリア	56
42	ポーランド	56
42	セントルシア	56
45	ボツワナ	55
45	ドミニカ	55
45	フィジー	55
45	ジョージア	55
49	チェコ	54
49	マルタ	54
49	モーリシャス	54
52	グレナダ	53
52	キプロス	53
52	ルワンダ	53
52	サウジアラビア	53
56	オマーン	52
56	スロバキア	52
58	アルメニア	49

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (2/3)

ランク	国	スコア
58	ナミビア	49
62	マレーシア	48
63	クロアチア	47
64	キューバ	46
64	モンテネグロ	46
66	中国	45
66	ルーマニア	45
66	サントメ・プリンシペ	45
66	バヌアツ	45
70	ジャマイカ	44
70	南アフリカ	44
70	チュニジア	44
73	ガーナ	43
73	ハンガリー	43
73	クウェート	43
73	セネガル	43
73	ソロモン諸島	43
78	バーレーン	42

ランク	国	スコア
78	ブルガリア	42
82	東ティモール	41
82	ベラルーシ	41
82	トリニダード・トバゴ	41
85	インド	40
85	モルディブ	40
87	コソボ	39
87	コロンビア	39
87	エチオピア	39
87	ガイアナ	39
87	モロッコ	39
87	北マケドニア	39
87	スリナム	39
87	タンザニア	39
87	ベトナム	39
96	アルゼンチン	38
96	ブラジル	38
96	インドネシア	38

ランク	国	スコア
96	トルコ	38
102	ガンビア	37
102	カザフスタン	37
102	スリランカ	37
105	コートジボワール	36
105	エクアドル	36
105	モルドバ	36
105	パナマ	36
105	ペルー	36
110	アルバニア	35
110	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	35
110	マラウイ	35
110	モンゴル	35
110	タイ	35
115	エルサルバドル	34
115	シエラレオネ	34
117	エジプト	33
117	ネパール	33

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (3/3)


ランク	国	スコア
117	アルジェリア	33
122	エスワティニ	32
122	ウクライナ	32
124	ガボン	31
124	メキシコ	31
124	ニジェール	31
124	パプアニューギニア	31
128	アゼルバイジャン	30
128	ボリビア	30
128	ジブチ	30
128	ドミニカ共和国	30
128	ラオス	30
128	パラグアイ	30
128	トーゴ	30
128	ケニア	30
136	アンゴラ	29
136	リベリア	29
136	マリ	29

ランク	国	スコア
140	ミャンマー	28
140	パキスタン	28
140	ウズベキスタン	28
144	カメルーン	27
144	キルギスタン	27
144	ウガンダ	27
147	バングラデシュ	26
147	マダガスカル	26
147	モザンビーク	26
150	グアテマラ	25
150	ギニア	25
150	イラン	25
150	タジキスタン	25
154	レバノン	24
154	ナイジェリア	24
154	中央アフリカ共和国	24
157	カンボジア	23
157	ホンジュラス	23

ランク	国	スコア
161	エリトリア	22
162	コンゴ	21
162	ギニアビサウ	21
164	チャド	20
164	コモロ	20
164	ハイチ	20
164	ニカラグア	20
164	スーダン	20
169	ブルンジ	19
169	コンゴ民主共和国	19
169	トルクメニスタン	19
172	赤道ギニア	17
172	リビア	17
174	アフガニスタン	16
174	韓国、北朝鮮	16
174	イエメン	16
177	ベネズエラ	14
178	ソマリア	13

日系企業サービスグループ担当紹介

ハノイ オフィス

<p>原田 潤一 (Junichi Harada) junharada@deloitte.com +84 93 454 6959</p>	<p>仁科 秀彬 (Hideaki Nishina) hidnishina@deloitte.com +84 93 6352 252</p>	<p>ヒエウバイ (Hieu Bui) hieubui@deloitte.com +84 982 737 711</p>	<p>テュエット グエン (Tuyet Nguyen) tuyetng@deloitte.com +84 985 785 809</p>
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> 1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイザリー業務において20年以上の経験を有する 2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務 2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務（至現在） ベトナム日本商工会等において、ベトナムに関する会計・税務各種のセミナー講師を務める 公認会計士（日本） CISA（公認情報システム監査人） 	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所に入社 その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX、新収益認識会計基準導入支援等のプロフェッショナルサービス業務に従事 2021年12月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に駐在中 ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当 日本国公認会計士 	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年9月立命館アジア太平洋大学卒業（国際経営学部） 2019年10月日本において商社に勤務 2021年3月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務 対応言語：ベトナム語、日本語、英語 	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年6月Ha Noi大学日本語学部卒業 2022年3月法政大学大学院人文科学研究科日本学専攻卒業 2022年6月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務 対応言語：ベトナム語、日本語、英語

日系企業サービスグループ担当者紹介

ホーチミンオフィス

<p>高石 元 (Gen Takashi) gtakaishi@deloitte.com +84 913 929 300</p>	<p>山本 裕矢 (Yuya Yamamoto) yyamamoto2@deloitte.com +84 963 933 205</p>	<p>リエン レー (Lien Le) lienle@deloitte.com +84 973 396 133</p>	<p>フオン グエン (Phuong Nguyen) phuongung@deloitte.com +84 935 749 134</p>
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当リーダー 米国公認会計士 ベトナム国公認会計士</p>	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p>	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p>	 <p>Deloitte Vietnam アソシエイト 日系企業担当</p>
<ul style="list-style-type: none"> ベトナムに進出する日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務につき18年超の経験を有する。 2002年6月にデロイトアジアパシフィックに入所、同年9月よりベトナムホーチミン市での赴任を開始（至現在） 日本において、ベトナム会計基準や税法に関する日本語での書籍の執筆及びニュースレターの発行を行う。 日本・ベトナムにおいて、ベトナムに関する会計・税務セミナー講師をつとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所に入社 その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX監査等の監査業務に従事する他、新収益認識会計基準導入支援、ESG・気候変動・サステナビリティの観点を踏まえた企業開示に関するアドバイザリー業務に関与 2022年10月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に駐在中 ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当 日本国公認会計士 	<ul style="list-style-type: none"> 2011年9月ホーチミン市人文社会科学大学日本語学部卒業。 2019年11月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に勤務。 対応言語：ベトナム語、日本語、英語 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年9月、フエ大学外国語大学卒業（日本語日本文化学部） 2021年3月より、日本商社に勤務。 2021年7月より、デロイトベトナムのホーチミン事務所に勤務。 対応言語：日本語、英語、ベトナム語



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.